

第八十四回国会 文教委員会 議 録 第十二号

昭和五十三年四月七日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 青波 茂君

理事 石橋 一弥君

理事 藤波 孝生君

理事 鳴崎 讓君

理事 曾根 益君

理事 小島 要三君

理事 玉生 孝久君

理事 中村 靖君

理事 千葉千代世君

理事 湯山 勇君

理事 鍛冶 清君

理事 中野 寛成君

理事 西岡 武夫君

理事 唐沢俊二郎君

理事 渡部 恒三君

理事 有島 重武君

理事 久保田次君

理事 坂田 道太君

理事 塚原 俊平君

理事 小川 仁一君

理事 中西 續介君

理事 池田 克也君

理事 伏屋 修治君

理事 山原健二郎君

出席政府委員

文部政務次官 近藤 鉄雄君

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省大学局長 佐野文一郎君

委員外の出席者

参 考 人 (都留文科大學 学長) 大田 堯君

参 考 人 (神戸大學学長) 須田 勇君

参 考 人 (東京大學教養 学部教授) 西 義之君

参 考 人 (千代田区立富 士見小学校校 長) 藤本 一郎君

参 考 人 (東京学芸大學 教育学部教授) 山口 康助君

参 考 人 (和歌山大學教 育学部教授) 山田 昇君

文教委員会調査 室長 大中臣信令君

本日の会議に付した案件

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

○青波委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として都留文科大學学長大田堯君、神戸大學学長須田勇君、東京大學教養学部教授西義之君、千代田区立富士見小学校校長藤本一郎君、東京学芸大學教育学部教授山口康助君、和歌山大學教育学部教授山田昇君の六名の方々に御出席を願っております。

参考人各位には、御多用中のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、本案のうち、特に教員大學及び教員大學院の問題につきまして、参考人各位のそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人各位から御意見を承りたいと存じますが、議事の順序といたしましては、初めに参考人各位から御意見をそれぞれ十五分程度お述べいただきまして、午後、委員の質疑に対しお答えをいただきますことと存じます。

それでは、まず大田参考人をお願いいたします。

○大田参考人 昭和四十五年から五十二年、昨年の十一月まで七年間にわたって、国大協の教員養成特別委員会の仕事を東京大學選出の委員として

してまいりまして、三つの報告書を出しました。その三つの報告書の観点なども踏まえながら、主として今回のこの新構想と言われる二つの教員大學の問題について、私の見解を述べさせていただきますと思うわけでございます。

国大協は、一九七四年、つまり昭和四十九年の十一月に「教育系大學・学部における大學院の問題」と題する報告書の中で、これは三つの報告書の中の二番目でございまして、その中で、今回予想されております新構想大學院、教員大學に関連をいたしました三つの点を問題にいたしております。その第一は、教員人事行政の手段と化して、大學が大學としての本来の性格を失って一種の教員研修所になるのではないかと心配でございます。第二番目には、既設教育系大學学部との関係というものが不明確であるという疑義。第三に、大學運営上の観点から見ても、その配慮の中に特別の措置があり、それが問題を持っているのではないかと疑義。そういう主なる疑義を提起しておるわけでございます。

私が昨年十一月に委員を辞任いたしました以後におきまして、最近、国大協がその疑義を取り下げたという意味の報道が行われておるわけでございますけれども、私の理解する限りでは、国大協の基本的見解は変わらないと思っております。なぜならば、そもそも、国大協の教員養成特別委員会としての見解というものは、私の在任中に限らず、委員会の合意に基づいた意見書を全国の大學にアンケートとして出し、それを受けて改めて修正したものを経た上で報告し、そして了承を得て発表したというのがこれから述べる三つの報告書の基本でございまして、そういう丁寧な手続というものが、今回の国大協の疑義取り下げという新しい報道にもかかわらず、行われたという事実を私は存じませんので、国大協としての

この問題に対する基本見解というものは、この三つの報告書を中心に依然として変わらないものであると私は信じているのでございます。そういう見解から意見を述べさせていただきますわけでございます。

国大協がこの七年間、私の在任中に検討いたしました点は、戦後の教育刷新委員会以来の戦後教育の理念というものに立ちまして、その基本精神は、教員養成は大學において行い、こういう基本精神でございます。教育養成は大學で行うというのは、ただその教員養成が大學と名のつく施設で行われればそれでよいという意味ではとうていございませぬ。教員養成は大學で行うという思想は、最初のわれわれの国大協の調査報告書にもありますように、戦後教育改革の原点の一つでもあると言われているほどでございます。戦前戦中の教員養成というものが原則的に国家の要請にはとんど一方的に従属をしまして、閉鎖的な、教員のみを養成する特別の機関において集中的に行われた、それらを通じて、国民教育の全体というものが国の支配にゆだねられてしまったという、非常に厳しい歴史的な反省に基づいているということが言えるのであります。このような閉鎖的で従属的な教員養成のあり方を克服いたしまして、研究と教育の自由が確保されている大學一般において、まず第一に自由な学問研究者としての資質を備え、自由な真理探求者としての資格を備えるというところ、第二に一定の教員としての専門性を修得していくところ、このことを終えた者に対して広く教員たるの資格を期待するという、そういう精神であります。この意味における教員養成を大學で行うとか、あるいは教員養成における開放制を支持するという考え方は、われわれが行いました一九七二年の報告書で全国にアンケートをとりました場合にも、この基本的態度というものの

はほとんどすべての大学が支持したのでござい
ます。意見の分裂はこの点についてほとんどなかつ
たということが、委員長責任で、後書きで八十
七ページのところにそのことは明記されておるの
でございませう。

ところが、今回のいわゆる新構想による教員大
学というのは、その発想そのものが、右の国大協
の支持する教育理念というものは歴史的な文脈
においてまず異なっているというふうには認識され
るのであります。詳細は後に御質問にでも答えて
申し上げることといたしますけれども、昭和三十
三年以後における教員の政府主導による計画養
成、こういうものに対しては、一貫して三つの
報告書は違和感を持って、その本来の主張であ
る、教員は大学において育てるという精神で答へ
続けているというふうには考えても間違いがないと
私は思うのでございませう。

昭和三十三年以後の行政のもとでの教員養成が
どのように行われたかあることはここでは
繰り返しませんけれども、その実際に行われた方
向に対してこの三つの報告書がどのように認
識しているかと申しますと、端的に短く一つだけ
申し上げますと、ごく最近の「大学における教員
養成」という、昨年十一月総会において承認され
た報告書の結語の中、一番最後の中に、教員養成
への取り組み方に見られる「その欠陥の根本は、
中央の規制の強化に傾斜して、現実に教員養成の
歴史を担い、その現場であるところの、既設の教
育系大学・学部を整備、その学問的強化をややも
すれば軽視し、これを低水準のまま固定して来た
ことである」と述べておりまして、大学側の至ら
ざるところを反省しながらも、その根本的な欠陥
を以上のように述べているということは注目すべ
きこととございませう。

このような精神に立ちまして、今回のこの二つ
の教員大学の問題について、引き続き問題別に
多少私の見解を述べさせていただきますと、教員
養成には、計画的に養成した方がよろしいとい
う考え方、それから一般大学の中で学問的知見を十

分に身につける中からさらに教師の資格をプラス
していく、そういう考え方というふうには大きく分
かれておると思うのであります。この二つの見解
というものの一つは歴史的に見ますならば、前者
は古く、まだ公教育が幼いときにそのような専門
的計画養成をいたしました。後者、つまり最近に
なるにつれて、世界の傾向は、広く一般大学
において育てると同時に、高度の専門性を与えて
いくという方向に向かっているということが事実
でございませう。この二つの精神は、そのように
ある点で歴史的に、何と申しますか、進展が見ら
れるものでございませうけれども、確かに実績に値
しますから、これを実験するということに私はや
ぶさかではないのであります。戦後、そういう実
験を既存の大学内においていろいろ行っていくと
いうことはむしろ必要であると私は思うのであり
ます。

しかしながら、国がインシアティブをとってそれ
をやるといふのは私は問題があると思うのです。
仮に大学の方が怠けておりました、国が率先して
一つの企画をやらざるを得ないというような局面
にあるといたしまして、仮に承認するといいたし
まして、計画というものを国民の前にガラス張
りで提起する。国大協であるとかその他の公・私
立大学の団体であるとか、あるいは教師そのもの
の状況にある、内容を知っている教師団体、それ
ら関係学会、そういうものにあくまでその内容を
ガラス張りにして考えていくことをやるべ
きであろうと思うのです。国大協との間に協議が
数回行われたということとございませうけれども、
私の知る限りは、昭和五十一年五月、昭和五十
一年十一月、そして、聞くところによると五十三
年一月十八日、その間にも一回ぐらいあったよう
な記憶があるのでございませう。しかしながら、こ
の協議というものは決してネゴシエーションとい
う意味の協議ではございませんで、まあ声をかける
という、きわめて特殊、日本的な話し合いであつ
たというふうには言ってもよく、そこで問題が煮詰
められたなどという協議形態をとったという記憶

は私にはございませう。最後のものについては私
は存じないのでございませう。

次に、大学院における計画養成という問題につ
いて、私は若干の疑義を持っておるわけでありま
す。学部を充実して、その基礎の上に大学院をつ
くるというのが文部省の従来の見解であつたと思
うのであります。そのために、大学の学部には予
算をつけても大学院の方には予算をつけないので
あります。つまり、学部の充実ということを前提
にすると、七〇年代に入つて若干その趣旨とそれ
のような動きが見えるのでありますけれども、概し
て言えばそういう趣旨であつたと思うのです。

ところが、今度の兵庫教員大学は大学院の方が
先にできてしまふ、五十五年、学部は五十七年
度。上越教員大学の方は五十六年度学部で、大学
院は五十八年度でございませう、それはいわばすぐ
引き続いてというような状態でありませう。なぜこ
ういふ、学部の充実を待たずして大学院をつくる
のかということ、私のようにいわゆる旧制大学に
育つた者の大学院観というものが古いのかもしれ
ませんが、このように軽率に大学院がつく
れるものかということに私は一種の違和感を感じ
ざるを得ないのであります。まして、今度の教員
大学の構成の仕方は、学部は初等教育教員の養成
でしよう。それから上の方は主として教員の研究、
研さんの機会を確保することを趣旨とする。つま
り、学部と大学院との間に目的のずれがあるとい
う、これはきわめて特殊な大学院であると言つて
はかたがたと思つておるわけであります。このよう
な特殊な大学院を政府発想において行つたという
のであることに、私は非常に大きな疑問を持つわけ
であります。私は、戦前戦中の反省にかんがみ、
政府が発議するときにはきわめて原則的で謙虚で
なければならぬ、そして現場に対して大胆な実
験を保障するといふような姿が、戦後の民主社会
における大学教育の育て方であると思つたので
すが、そのような私の見解とは著しく違つていま
う、このように判断せざるを得ないのであります。

次に、大学レベルの計画養成、一般大学での教
員養成さえも、計画養成という点については大き
な学部レベルでもいろいろ問題が世界的にあるの
に、大学院で計画的な研修、養成をやるといふこ
とは、これはひどく異例なことのように私は思
つて、大学院は「とくに教員の現職教育を主たる目
的として構想されるべきではない」ということを、
これは第一回の報告の八十ページでございませう
けれども、述べておるのでございませう。私は、
教職の研究といふのは高度になればなるほど専門
分化するといふふうには考えておるわけではござ
いませう。したがって、教職の研究が高度に専門化
しますと、学校教育の経営や教育指導の一般原則
についての深い研究分野といふものが大学院で行
われるといふことは、私は決して不賛成ではござ
いませう。必要であると思ひます。しかし同時に、
教職の研究が深まるということとは、広く、各分
化されたそれぞれの教科、そういうものを大学の中
で学習していくということにならないと教師の研
修にならないのであります。それゆえに、もし大
学院レベルでの教師の研修を考えるならば、単
に学校教育のいわば教職教養的な部分でなくて、
各教科の勉強を深めるということのために一般大
学との関係がどう用意されているのか、その辺の
ところも今明らかではないといふふうに私は思
ひます。

最後に、既存大学との関係というものの、及び、
それとは別に、そういう教員大学を創設するとい
ふことの意味が依然として不分明であると私は思
ひます。いやしくも新構想といふことを考えるた
めには、学制改革の展望といふようなものをほ
つきり持った新構想といふようなものであること
が必要であると思つたのですが、今度の新しい教員大
学の構想を見ておりますと、当面の初等教師の不
足を補つとか、研修による教師の、エリートとい
いますか、教師管理といふようなにおいさえもす
るような、いわば当面の要求が先行して、将来
の国民の教育という、大きな歴史的な展望に

立つた新構想の上に、新しい大学のあり方というものをまじめに追求しているというふうには考えられないのであります。この点については、私はやや、新構想との関係で考えてほしいということがございますけれども、ここでは述べる時間がございませんので、この程度にしておきたいと思うわけであります。

一方において、教育系大学などを課程—学科科目制などという、一般大学よりも一段低いレベルに財政的に位置づけながら、それらに訂正を加えないでなお新構想と称して新しい大学院構想を上げていく根本的な理由というものを、明快に国民の前に明示していただきたいというふうに私は希望いたします。

以上でございます。(拍手)

○菅波委員長 次に、須田参考人をお願いいたします。

○須田参考人 私は教育学の専門ではございませんで、基礎医学、脳の生理学を専攻してきた者でございます。しかし、本日ここで申し上げる私の立場は四つの面がございまして、第一には、国立大学の学長として、大学についての行政上、研究上その他について国民の負託にこたえていくということでございます。第二には、国立大学協会の中に大学の組織制度を検討いたしております第一常置委員会というものがございまして、その委員でございます。ここでは三年にわたりまして大学院の問題を、修士課程、博士課程を分けずに討議を重ねてきたわけでございます。その大学院の討議を踏まえての教員大学における大学院という見方が一つございまして、それから第三には、教員養成制度特別委員会の委員長として、従来のこの委員会の線を踏まえまして、そして現在の状況から判断して、この教員大学——大体私はこの教員大学という名前は大変好まないのでございますが、いまそう言われているようでございますからこの言葉は不本意ながら使いますけれども、この教員大学についてのいろいろな問題の討議、特にその中で大学院の問題について申し述べてまい

りたいと思っております。第四は、この教員大学が兵庫県の社につくられるということでございまして、私は神戸大学の学長でございますから、同じ県内にもう一つ教員養成の大学ができるというほかに類のない状態でございまして、その立場からこれを考えていく。この四つの点でございます。

いま大田先生も述べられましたように、教員養成がどのような状況で従来行われてきたかということでございますが、私が神戸大学の学長になりました。一番驚いたことのひとつがこれでございます。一体、こういう形で教員を養成していつていいのか。戦後三十年近くなうとしていたのに、その間少しもその状態を変えずにこのような状態が続けられているということは、これでいいのかという非常に驚いた問題でございます。大学の間に格差があることは御承知でございます。また、大学の学部、神戸大学は九学部でございますが、その間にそれぞれの学部の格差と申しますか、相違が著明に目立っている点もございまして、

そういうものがどこから来ているかと申しますと、結局大学における教員養成に格差がございまして、大学における教員養成は、御承知のように、学科—講座制、学科があつてそして講座がある、あるいは学科があつて学科目がある、それからもう一つは課程があつて学科目がある、さらにもう一つ課程なしで学科目だけあるという教養部のようなものもございまして、これはすべて教育研究をやつてまいりましたために必要と分かれてきた区分だと考えられます。それぞれの研究分野における学問上の分類、分化に応じたのが講座制であり、そしてそれらを集約したのが学科制でございます。それからまた教育の分野に非常に広い範囲、ありとあらゆる学問分野にわたっておりまして、確かにそこでは一応講座制というようなものをつくるのはかなり無理があるかとも存じます。そして、そういう意味から、あるいは学問分野に対応しないという意味から、あるいは課程制がとられております。課程制がとられてはいるのが悪いとは私は決して思っておりませんし、国

大協の専門の方々もそのように考えておられるようでございます。ただ問題は、そのようにしまして課程制をとり、学科科目制をとりましたものが教員養成システムの一つの区分けという範疇から離れて、これに予算上それから人員配置が固定して決定的にこれを支配してしまつた。そしてそれがこの三十年間続いてしまつたというところに一番の問題があるように私は思います。

時間が余りありませんので詳しいことはとにかくとして、予算の点から申しますと、教育学部のような学科科目制のところの予算の額を——といたしますと、修士課程はその一・二倍、博士課程はその二倍というのが一般的に申せることでございます。

(委員長退席、唐沢委員長代理着席)

それから人員配置につきましても、いろいろ細かい違いがございまして、現場の教育という面から申しまして一番大きな問題は、教授に対する助手の配分が非常に偏っているところにあると私は思います。旧制の帝国大学では、教授に対する助手の割合は一・七というふうなものでございまして、それからまた旧制の医学部を中心といたしましてできた新制の大学では〇・九七という助手の配分でございます。そして医学部を持つていない、わりあい新しい新制の大学、これは大体六つか七つの大学の平均でございますが、そこでの教授対助手の比というものは〇・三六でございます。ところが、教員養成をやつております教育学部になりますとこの比が非常に下がります。〇・一、すなわち教授十人に助手一人というふうな割合になつております。このことは、実際に教育研究をやつてまいります場合の最も大きな大学現場での問題でございます。

そういうような非常な違いがあつて、それが固定化しております。この三十年、これを破ることはほとんど不可能でございます。それが、博士課程であるとか修士課程があるかないかによつて決まっておりますが、国立大学におきましては博士課程は、昭和二十八年以来四十九年の大学院の

設置基準が変わります。この二十年間に、医学部関係を除きまして、ほかの学部、ほかの学科についての博士課程は一つも置かれていないのでございます。ですから、初めに十二大学に置かれましたまま、博士課程というものは四十九年までふえていない。そしてまた、この間、ことに自然科学系においては、一校も博士課程を持ち得なかつたというものが、現在の国立大学の最新制学部の置かれていた状況でございます。それに対比いたしますと、同じ期間に私立大学では五十二の博士課程が置かれております。こういう差がどこから来るかというところは、日本の将来を思い、そしてまた、いまいち博士課程があるかないかですべてのことが大きく変わってくるという制度上の面から考えますと、非常に私は遺憾なことだと思ひます。

修士課程についても同じようなことが言へまして、修士課程がつかぎ始めましたのは昭和三十八年からでございますが、四十九年までの間に教育について修士課程が置かれましたのは、四十年代に入つてわずか二つでございます。その間、ほかの研究科につきましては三十六置かれております。そして、御承知のように、教員養成の学部というものは全国におよそ四十七くらいあるのでございますが、そういうものはそのまゝの状態、課程—学科科目制のままこの二十年を経過して、ここに教育学部の置かれていた問題がございまして、

何が一番問題であるかというところ、この課程—学科科目制というものは初めから研究を前提としていない、教員養成という言葉があらわしてありますように、これは教育学部であるはずでございますが、そこでは研究というものを意図されていらないというところに一番の問題がございまして、

しかし、四十九年の大学院設置基準の改正によりまして、大学院に関する考え方は従来と全く変わつてきたのでございます。このことは非常に特記すべきことであり、また日本の学問のため、大学のために非常によろしいことであつたと思ひますが、全くその性格を変えたと言つてもよろしいのではないかと思います。従来、御承知のように

博士課程というものは業績主義でございます。業績を積んで、それに対して博士の称号を与えるのでございまして、四十九年以降の博士課程につきましては能力主義がとられております。一定の課程を経て、そしてある能力が認められた者には博士を与えるという非常な性格の違ひがここにできております。そしてまた、従来、学部を充実にしたその上に大学院をつくるというやり方一本しかなかったものに対して、学部とは無関係に大学院をつくることのできるということを示したのがこの四十九年の改正でございまして、いま申しましたように、この二十年、三十年にわたって、ある意味で放置されております新制の大学において、この設置法の改正がありましたために、各大学はそれぞれの工夫をこらして、それぞれ大学院の修士課程あるいは大学院の博士課程を置くことと思つていろいろな検討を加えております。これは第一常置委員会の方でつづきに調べまして、そしてこれを整理して文部省にも申し上げていくのでございまして、しかし、何分文部省は大学院問題懇談会というところに諮問をしていく最中でございまして、まだこれの答申が出ておりませんので、各大学の要望というものは明確な形ではこたえられていないのでございまして、でございまして、とにかくそういうふうに大学院の問題というのはここで性格が変わつたと見ることができると考えております。

それで、各大学から出ております七十一大学の集計のうち、教育学部はいま申しましたように四十七ぐらいでございまして、明確な数、私は必ずしも正確ではございませぬ、大体そのぐらいでございまして、そのうちの三十三の教育学部というものは、これは大学院設置に対して積極的に考えているという事実がございまして、しかし、その三十三の、大学院を構想しているそれぞれの大学というものの大学院の置き方はいろいろでございまして、いわゆる連合大学院というものを考えているところもありますし、総合大学院というものを考えているところもあれば、従来のような積

み上げ方式の大学院を考えているところもございまして、ですから、ここで御理解いただきたいのは、大学院というものの設置形態はかなりいままでとは変わつて置くことができる、こういう事態になったということでございます。

もう時間が余りございませぬので詳しいことを申し上げる余裕がございませぬが、教員大学の大学院について申し上げてまいります。

これはいままで大田先生も述べられましたように、国大協といつたしましては、任命権者の推薦というふうなものが前提となつてゐるが、あるいは特別な処遇がこれに加えられるか、あるいはプロック制というふうなことによつて、あるプロックに上下関係を持つと思はれるような、そういう教員養成の大学ができるという、この三点については強く懸念を持つてゐるわけでございまして、よく、国大協は、新しい構想の教員養成の大学院、これはいま構想されてゐるものだけという意味ではございませぬけれども、それに反対であるということが言われますが、国大協としては、記録を調べました限り、明確に反対は唱えておりません。

これは、新構想と言われる大学の説明なり、そのことが関心を呼びましたときの教員養成制度特別委員会におきまして、反対ではない。いいものができるといふに、そして従来ある各教育学部にいい影響が及ぶように、特別委員会としては当局と協議をしてまいりたいということの前の委員長も申しておられます。そういう姿勢でこれを監視していくというのが私はこの委員会の一つの任務であらうと思ひます。ただ、ものを、これを甲であるか乙であるかというのを争つて、そして一方を決めて、できてしまつたら後は何も見ないといふのでなくて、国大協がどうしてゐる立場は常に、できたものに対して批判を加へ、このレベルを上げていくということが任務でございまして。

そういう意味から申しまして、国大協は、ただいま申しましたような三つの点が残つてゐるならば、これに対して非常に批判的な態度によつてそ

の是正を強く要求するという立場でございまして。ただ批判のしつ放しということではなくて、どのようにしてこれを是正して、いいものをつくり、大学院もただいま申しましたように新しい形のものでできる時代になつておりますので、それをつくつて、そしてまたこれがいかに影響を持つように、こういうことを考えてゐるわけでございまして。

これはまた後で御質問がありましたときに申し上げますが、ある意味では私はその懸念は晴れたと思つております。これは国大協の全体の會議にかけたものではございませぬから、国大協がそのように考えてゐるというのではございませぬ。国大協の教員養成特別委員会の委員長として私が考へてゐるということでございますから、その点、どうぞ誤解のないようお願いいたします。

そしてまた、この新しい大学というものは、その構想を聞いてみまして、私はこれは現職教育の大学院だとは見ておりません。現職教育の大学院というふうな、何か研修的な大学院がつくられていくという、もしそういうふうなことがあれば、これは大変古い形の大学院で、大いに批判しなればならぬと思ひますが、従来、全く教育学部出身者あるいは教員に閉ざされておりました教育学あるいはその実践に関する探求をやる場がここに設定されるもの、そのような理解でこの新しくできる大学院を私はとらえております。そしてまたそうでなければならぬと思ひます。いまさら新しいものをつくるのでございまして、これは従来のいきさつがどうであれ、国民の一人一人が最後までこの大学ができ上がるのを監視しながら、そういうものに育て上げることが一番大切であり、国立大学協会としてもそのような姿勢は決して間違つてゐるものではない、私はこのように思つております。

兵庫県にできることにつきましては、もう時間がございませぬので、申し上げるのはまた何かの機会にさせていただきます。

ますが、新聞などで問題になつております入学手続上の問題でございまして、これについての見解を一言だけ申し上げたいと思ひます。

この入学についていろいろな御見解があるように私は伺つておりますが、これはいろいろ御議論をしていただいて、ただいま申しましたように人事管理などの面につながついていかなうにすることは当然でございまして、入学の手続と申しますものは、従来の修士課程、博士課程においても現職者に対する手続がございまして、それが「入学選抜実施要項」、これは昭和四十六年に大きな改正がございましたが、その後毎年その年度の実施要項についての指示と申しますか、この言葉は、私、法律用語かどうか知りませんが、通達が、これもいけませんね、こういう言葉を使うといけないかもしませんが、その要項についての文部省からの通知がございまして、そこには入学についての必要な書類のことは書いてないわけでございまして。従来ともこれは各大学がやつてきたわけでございまして。各大学、しかも研究科でございまして、各研究科がこれの基準を決めてゐる。神戸大学は八つ研究科がございまして、そこでも現職者の入学についてはそれぞれ基準を設けております。そのときには、教員に対してというだけでなく、一般の有職者に対しては所属長の許可あるいは承認あるいは同意を得ればよいといふことになつております。それで所属長といふものをどう解釈するかも各国立大学で考えればよろしいこととございまして、参考までに私の大学を申し上げておきますと、教員については学校長といふこととございまして、それから技師その他については部課長といふことを言つてゐるところもあれば、社長という表現をとつてゐるところもございまして、これらのことは私は最終的には大学で決めるべきことといふふうに考えており、いまつくられます大学院がこれまでと違つた形の大学院でも、形は違つておりますけれども大学院という機能において違ひないならば、入学の手続、入学試験その他についても従来と変わるものでは

ない、私はこのように理解しております。
以上でございます。ありがとうございます。

(拍手)

○唐沢委員長代理 ありがとうございます。

次に、西参考人をお願いいたします。

○西参考人 私は教育学を専門としている者でもございませぬし、教育行政についても何の知識もない、経験もない者でございます。専攻はドイツ文学でございますので、きょうは参考人としてお呼びいただきまして、世の有識者の一人として呼ばれたのだらうというように自己了解いたします。私は有識者であるかどうか、むしろ無識者ではないかと思っておりますが、ただし、私は全然小・中・高の教育に関係がないというわけではございませんで、実は家内は現在でも小学校に勤務しておりますし、弟も高等学校、家内の姉も小学校、家内の兄は中学校というふうに一家全部教育に関係しておりますので、小学校から大学まで、私も含めまして、一通り、非常に表面的かもしれませんが、事情を承知しているつもりでございます。

ここ数年の教育についての議論は非常に盛んでございまして、余りいい言葉ではございませんが、いわゆる落ちこぼれの問題、学業についていけない子をめぐって議論が交わされております。この問題も一段落した感じがございまして、私の調べました限りにおきましては、原因は非常に多岐にわたって複雑をきわめております。ある人たちの言うように、教育課程が非常に過密であるからというように、単純な原因にのみ帰せしめることは必ずしもできないような印象を私は持っております。

(唐沢委員長代理退席、委員長着席)

無論、教育課程もむかし過ぎたということがありましたが、これもまた、昨年来の精選の作業によって新しい教育課程に移るはずでございます。

たくさん原因のうちのもう一つ重要なことで、新聞などでよく問題になりますのは、教員の

質の問題ではなからうかと思えます。これも多くの教育関係者の指摘するところだろうと思えます。いまや教育課程が新しい段階に入りまして、で、いよいよ教える側の資質の向上、これも四、五年前からの懸案であつたと思いますが、これがクローズアップされてきたわけですが、これはむしろ遅きに過ぎたのではないかという感じを私は持っております。

戦後、日本の教員養成の問題は大きな転換を遂げまして、師範学校が廃止されました。一般教養を、大学において教養をつけるということが非常に重視されましたし、さつきもお話がありましたような免許の開放制というようなことも、大いに戦後の教育に寄与したところがあつたと思えます。たとえば師範学校が改組されて学芸大学になった場合でございますけれども、これも一般教養科目が非常に充実されておりますし、それと同時に、二年生の終わりがころからピアノの実修だとか、習字、図工、体育、これは教育としての体育ですが、こういう科目が入ってきますし、三年生、四年生でも、教育心理学、また各科にわたって理論的な問題のほかに、いかに教えるかという実技についても教えられるように、三年生の九月ごろから十月にかけて付属小・中学校で実習がございまして、四年生になりますとさらに三週間の実習がありまして、中学校の先生になるにはさらに二週間出かけるというようなこともありますし、養護学校へも二週間の実習があるはずであります。したがって、形式的に見ますと、学芸大学は教員養成に関してはかつての師範学校の欠点とみなされていたものを克服しまして、新しい時代に即応した教員養成に実績を上げていくということは言えるだろうと思えます。

しかし、御承知のごとく、戦後、先生になるには学芸大学が唯一の道ではなくなりました。一般の大学、短期大学でも所定の単位を修得して所定の実習を済ませますと教員になることができます。非常に悪い言葉で言えば、単位というのは別に優でなくても、ひどい場合には就職の滑りどめ

として教員の免許を取っておこうなんというようにな不屈な場合も実はあるわけでございます。短期大学卒業の学生が先生として質が悪いときめつけるわけでは全然ございませぬけれども、一番肝心と私が思います実習、教師に一番大切な実習という点におきまして、たとえば学芸大学は付属小学校・中学校を持ってございまして、一般の大学、短期大学はきわめてまれでございます。もっぱら協力校という形で実習の希望者を受け入れていますが、実際これが果たして機能しているかということになりますと、これは新聞などでもしばしば報ぜられておりますように、余り大きな実績を上げていないかに聞いております。一般の小・中学校では、協力校と申しまして、自分たちの授業の真つ最中にどやどや実習生が来まして、その中には滑りどめ式のやじ馬もいたりしまして、授業を乱されたくないという気持ちが大いにあるに違いないと、私の知っております東京学芸大学の場合では、ここには山口先生もいらつしやいます、一クラスに五人か七人の実習生を付属小・中学校で受け入れてるそうですが、協力校では一クラスへの配属がもっと多くなる。十人以上、ただ見学しているだけというような実習で、しかも、大体コネを頼って自分の出身校に行つて何となく見せてもらつてそれで実習が終わり、そして実習の単位をもらうというような現状をしばしば耳にするわけでありまして。

短大、大学院を含めて、昭和四十八年の統計では、卒業生は四十三万七千人おりますが、そのうち教員免許状を取つた者は延べ二十万人というところであります。実際に就職したのはどのくらいかといひますと、三万三千というような事実があります。つまり、運転免許証並みに免許状が、ひどい言葉で言えば乱発されているということも、先生の實力に対する何か疑いのようなものを助長している感じがいたします。きのうも朝日新聞を見ていましたら、すみっこの方に広告がございまして、ございまして「塾アームの中で、小学校教員免許は意外なところで見直され、その現実的

な有用性のために、免許取得に励む人たちが、とみにふえています。小学校2級免許は、認定試験で取得することができ、又、大卒や短大卒の方々には試験科目の免除などもあつて、さらに有利になります。本協会の教職講座は、「云々」というような宣伝文句が出ておりましたけれども、先生になつたというチャンスが開放的になつて非常に広がつたということは一つのメリットかもしれないが、その裏目も出てきているのじやないかと思ひます。

その裏目の第一は、安易な単位取得で一応の資格が得られるということでありまして。やはり、先生になるということには目的意識が必要であらうと思ひます。もちろん短大でも優秀な学生さんがいることは否定いたしません、私が甲南女子大学の学長さんの隣坂先生にお聞きした限りにおきましては、関西では短大卒業の先生が二五％から三〇％になつていて、というようなことを言つておられまして。もちろん私は短大出の先生方がだめだと言つてゐるわけではございませんが、いづれにいたしましても短大二年で二級の免許状を取る。それから一方学芸大学その他では四年で一級の免許状を取る。さらにそれにプラス実習の弱みというものが非常に大きな影響を与えているのではないかと思ひます。

たとえば、私の知つてゐるケースを御紹介いたしますと、ある県の国立大学の教育学部へ入ることができない、そういう力のない子が都会に出まして短大へ入る。そして教員免許状を取る。そしてまた、政治家の方がいらつしやるかどうかは知りませんが、有力者のコネでまたもとの自分の郷里へ帰つて先生になるという方々もあるようであります。これは、小学校ではとにかく全科目担任でございますので、短大である専門の単位を取りまして数学の場合に非常に弱いなんということば起るケースがあるし、そのことを私はしばしば自分の身近な者から聞いております。そうすれば、学芸大学をもつと予算をつぎ込んで拡張をし、ここに大いに先生の養成を委託すれ

はいいいではないかというふうな意見もあるかと思
います。私は、学芸大学の実情をいろいろな若い
人たち、卒業生からしか聞いていないので、批評
はできませんが、学芸大学はそれはそれなりに
りっぱな業績を上げておられると思いますけれど、
これは数人の学芸大学卒業生、昨年就職した連中
でございまして、ここに参考人として呼ばれると
いうことを聞きまして、さうして聞いてみると
たところ、ざいたくは言わなければいけません
と、実に役立つ教育技術を教えてもらいたかつた、
余りにも概論風のものが多かつたというのが全部
の私の聞いた限りの返事でありました。こういう
意見は私の大学でもいつも聞きますので、大学と
いうのは、そんなにすぐ世の中に出て役に立つ
ことを教えるところではないのだ、実地というも
のは実地でのみずから経験で学んでいくものだ
というふうに言っておいたわけでありまして、これ
も、四年学び、かつ実習もかなりやつたという学
芸大学出身者にしてやはりこの嘆きがあるという
ことは重大なことだろつと思ひます。と申します
のは、日本では、大学を出ますと力があつたがな
かろうがたちまち一クラスを持たされ、いわば一
国一城のあるじとしてクラスを教えていかねばな
りません。きょううまういかなうてもそのうち経
験を積みめばうまくなるさといふわけにはいきま
せん。もうその日その日が勝負でございまして。

それで、この実地研修ということですが、さつ
きから実地研修が非常に軽視されている感じが私
は受けたのです。私の誤解かもしれませんが、理
論とともにこの実地研修が、戦後開放的になつた
がために、あるいはなつたそのひずみと申します
か、案外軽視されてきたのではなからうか。たと
えば、私がある本に、小学校の一年生の先生で黒
板の字がしっかり書けないではないか、初等学年、
一学年の先生が黒板に字を書く場合に、子供の書
くスピードと同じように先生も書くべきではない
かといふことを書きましたら、古い先生方からひ
どく感心されました、いや、そういうことは昔は
きつちり教えられたのだけれども、このころはそ

ういうことも教えられないというふうなことを言
われまして。もちろん、この感心された先生方と
いうのは悪名高き師範学校の古い先生方でござい
ますけれども、このころは子供と同じスピードで
黒板に字を書くというふうな基礎訓練がない。あ
るいは黒板の前をうろろするとか、そういう
非常に厳しき日常のマナーが身につけていないで
非常に苦勞をするということがここにあらわれて
いるのではないかと思います。

それで、教員養成大学というのが、私はまだそ
の概念をはつきりつかんでおりませんが、もしそ
ういう意味で、そういう実地といふものと理論と
いうものを密接に結びつけていくといふこと
とにおいて新しい視野を開いてくれるならば、私
は大いに歓迎すべきことだろつと思ひます。

それから、特に私が望みたいのは、昔と違いま
してこのころは、障害児教育だといふような特
殊教育の問題とか、それから中学校におきまし
てよくあります非行の問題、あるいは、これは極
端な例かもしれませんが、殺人の問題といふこと
で、生徒指導といふような問題が、前のいわゆる
旧型のあれよりも非常に重要視されてきている。
いわゆるカウンセリング的な訓練であります。こ
ういふものは、単に児童心理学といふような学問
の単位を取つただけといふ先生では間に合わな
くなくてはならないのでなからうか。教員養成大学
が、これは既成の大学も一つの役割りを果たして
いると思ひますが、また新しい構想で現代の新しい
事情に適應できるようなものを仕込んでいくとい
うことは非常に重要なものではなからうか。それ
で、これは既成の大学に求めることが不可能かと
いいますと、これは私にもわかりませんが、私、
自分の体験で申しますと、既成の大学でやろうと
いうのはなかなかむずかしい。特に東京大学みた
いな古いところではなかなかむずかしい。それ
じゃ新しい大学をつくるといつて、解体して筑波
などに持つていくと天下の大騒動になります。で
すから、新しい大学は新しい大学としてつくれば
いい。そして既成の大学と競争的共存し、互いに

刺激を与へ合へば、もし新しい大学が実地に流れ
過ぎて研修大学のようになればまた批判も起ころ
であらうし、現在の既成の大学に欠けているもの
をまた新しい大学は補ふこともできて、互いに刺
激を与へ得るのではなからうかといふように私は
考えます。

とにかくこのころは進歩が早い時代でございま
して、あるアメリカの学者の計算によりますと、
柳沢吉保時代の知識を約一〇〇としますと現在は一
六〇〇ぐらいの指数になるんだそうでございま
す。きのうの知識がきょうはもう古いといふよう
なことさえもちろん起ります。もちろん、教育
の根本は何も新しい知識を追つかけるといふこと
にはないわけでございまして、しかし、私
はときどき、知識の耐用年数といふようなことを
考えます。これは私、大学におきましても感じま
す。日々勉強をしなくてはならないといふような
印象をいつも持ちます。これは私のような文学な
人といふ古いところをやつております者でも、そ
の教える方、特に語学などの教える方といふのはも
う日進月歩と言つてもいいくらいでございまして、
私なんかの大学は、ただ向こうがわかればいいと
いふふうにいままでは教えておりましたけれど
も、このころは、なぜ英語をやりますかとか、
なぜドイツ語をやりますかなどと言ひ出す学生
も現に出てきております。私の答案の下の方に「ば
くはやりましたけれども、なぜやっているのかわ
かりません」などといふような落書きがあること
があります。なぜ、どうして、といふようなこと
も、大学の先生などはいまままで軽視してしま
したけれども、私たちは改めて取り組んでみる。何
か自嘲的に、小学校の先生の授業を参観した方が
いいんじゃないかなあといふような冗談さへ出る
ころであります。そういう意味で、新しい大学が
私が期待しているような大学になるかどうかは今
後の問題でありますけれども、そういう大学であ
つてほしいといふふうに思ひます。

それから最後に、時間がなくなりましたので一
つ。

私は新聞ぐらゐでしかこの事情を知らないの
ですが、入学資格の問題でいろいろなことが書かれ
ておりますけれども、これも、私の大学などでも
やはり海外留学などということがありまして、一
年、二年留守をいたします。その場合、月給は
はります。月給が出る場合には、やはり学長の
許可も要るし教授会の許可も要るしといふふう
に、たとえば二人も三人も一度に志望しますと、
海外留学もいかにしませんが、これも授業は成
り立たない、そういう意味で、ある意味での制約
も必要であらうと思ひます。それから、帰つてき
てすぐほかの大学へ行ってしまふ人もいる、失礼
してしまふ場合があります。そういう意味で、帰つ
てきたらもとの学校にやはり義務として何年か勤
めるべきで、われわれは大体三年といふふうにな
つていますが、やはりそういうようなことも教
師としてのマナーとして、人と人とのつき合ひの
上の問題と言つてもいいのですが、必要であらう
かと思ひます。

ただ一つ、懸念は、これがいい先生を養成する
といふことであります。本当はできない先生を
養成してもらいたくないわけでありまして、それをどう
するか。いい先生は目立つので、大学院でもど
でも推薦できる。しかし、悪い先生、できない先
生を本当は教育してもらいたくない。そこをどうする
かを考えていたきたいというのが私の結論でござ
います。(拍手)

○菅波委員長 次に、藤本参考人をお願いいたし
ます。

○藤本参考人 私はいままでの先生方と違いまし
て、現場を預かる校長でございまして。小学校長の
立場から、教員大学の問題について私の見解を申
し上げてみたいと思ひます。

結論から先に申し上げますと、私はこの大学の
創設には賛成でございまして、
その理由につきまして幾つかの観点から申し上げ
てみたいわけですが、ただいままでにもお話が何
度もなく出ましたように、現在、世論は、教育に
対する、特に学校教育に対する批判が

きわめて厳しいわけでございます。特に学校教育の刷新充実を求める声が非常に高まっております。これにこたえるように、文部省はさきに学習指導要領を改定をいたしまして告示をしたわけでございますが、学校現場では、五十五年度の新教育課程実施に備えて、現在移行措置期間に入っているわけでございます。私も全国連合小学校長会といたしまして、学校教育の充実刷新ということをも早くから声を大にして要望をいたしまして、もちろん自分たちでこれについての推進を心がけているわけでございます。

これも先ほどお話が出ましたが、教育刷新ということを申しまして、教育課程を改定したからすぐに刷新ができるのか、あるいは施設設備を整備したからこれで教育は十分できるんだというものではございません。やはり何といたしまして一番大事な問題は、教育を実際に進めている教師の問題であると思います。昔から教育は人によりと言われるように、教育課程あるいは教育施設設備等を用いるのはあくまでも教師でございます。そういう意味で、教師には特に専門職としての高度な資質や能力あるいは優秀な教員の養成ということが急務であると考えているわけでございます。

全国連合小学校長会は、昭和五十一年の七月でございますが、小学校教員養成の改善とその方策について種々検討したことがございます。これは小学校教員養成についての改善点につきましていろいろ討論したわけでございますが、その中に「教員養成にかかわる大学教育の教育内容の改善」ということで私どもの要望する幾つかの点があるわけでございます。そのうちの幾つかを申し上げます。まず、一つは、小学校教育課程の性格や内容の理解ということをしつこく十分にしてほしい。この点につきまして幾つか読み上げてまいりますと、「大学における一般教養ならびに専門分野についての研究、履修は、教職者としての水準の維持向上に資するはもとより、将来その分野における指導的役割を期待する上でも、大きな意味を持つ

もので、もとより大切である。しかし、大学卒業後、もっぱら小学校教育にたずさわるものとしては、小学校教育課程の全体構造を初めとして、各教科、領域等の目標・内容・方法についての基礎的理解が備わっていることが必要である。また、この教育内容は、教育実習との緊密な関連を持たせて、いっそう実践的に履修できるように計画されるべきである。」という考えを一つ持っているわけでございます。

また、教育実践そのもの、及び実践の周辺にあって必要とされる実務的教育につきましては、次のような幾つかの項目を挙げてございます。ちょうど十二項目ほどございますが、項目だけ紹介申し上げますと、これにつきましては「教育現場に配置された新卒教員が、その当初から本格的な教育実践に当たり、合わせて校務の一部を分掌しうるよう」にしてほしいということから挙げているわけでございますが、「各教科領域の指導計画と指導方法。各教科領域の目標・内容・方法と評価の方法。的確な児童理解に基づく個人の指導と集団の育成。学年・学校経営への積極的な参加。児童の心身の健康、安全の管理。学級経営の目標・内容・方法に関する計画の樹立と実践。出席簿・指導要録等の表簿の取り扱い。学級・学校事務。教材・教具・学校施設・設備一般。地区教育委員会との関連。父母・地域社会と学校との協力。研修・指導・行事関係文書の作成・発送・收受・処理・保管等。」というぐあい、幾つかの新卒として必要な点を挙げてあるわけでございます。以上の項目は、大学を卒業したばかりの新卒の教員に対して求められるものでございまして、教員にはそれだけの専門性が必要であるということの証左になろうかと思っております。

しかも、教員はほかの職業と違いまして、教室に入りますと全くほかのものと隔絶されるわけでございます。つまり、先輩のしぶりとこそそういうものを見よう見まねで覚えるというようないや、しばらくの間アシスタントをして後に一本立ちになるというわけにはまいらないわけでござい

ます。しかも、教育を受ける児童の側は、一刻一刻が成長の過程にあつて、やり直しはきかないわけでございます。ここに教員という職業の厳しさを感ずるわけでございます。そのようなわけで、教員は、みずからの経験と研修によって成長していくことが要求されていると言いうことができてお思います。

そうはいいまして、教員も人間であります。人間としての弱点を持っておりまして。すなわち、常に研究と修養に努めなければならない義務づけられているにもかかわらず、少しなれてくると情性で教育をしがちであるということとは否めない事実でございます。一方、前に申し上げましたように、教育の充実発展の立場からすれば、教員がその生涯を通じて常に研修を積み重ねて、その専門職としての資質能力を高めていくことがきわめて重要でございます。このような教員の努力を助ける意味でも、現職教員の研修を目的とする新しい構想による大学院を創設し、研修の体制を整備する必要がありますと考えるものでございます。

特に、新指導要領によりまして学校教育の創意工夫ということがかなり強調されております。これは学校教育を推進していく上にきわめて大切なものであるというように考えるわけでございますが、こういった創意工夫のできる教員を養成していくという意味からも、教育課程の理論とか、実際の教育指導の方法とか、教科の専門的な事項、あるいは学校経営など、教職に必要な高度の専門的な研修を行わせるということが必要と考えるわけでございます。つまり、大学院における学問的に高い水準の研究と研さんの行われることが望まれるわけでございます。

私は一つの実例を挙げて申し上げてみたいと思っておりますが、私の学校に東京学芸大学を三年前に卒業した一人の男の教師がおります。けさもその教員と話して出てきたわけでございまして、彼も、彼の言い分を聞いておられますと、教員養成を本心に真剣に考えるならば大学の四年間では不足であるということをはっきり言っております。四

年プラス一年ないし二年の実習期間がぜひ必要だ。その後さらにできれば二年程度の研究期間が与えられるならば高度の専門性を身につけた教員が生まれるに違いない。自分の体験から彼はそういうことを述べておられるわけでございます。彼は自分の経験から、就職後一年間は、教室でぶつかる現実が大学では学ばなかった問題が多く、本当に苦しい。しかも、実習期間には、授業の経験はあつても、教育課程の作成とか学級経営上の諸問題、特別活動などは全く経験することができなかったというようなことも述べております。彼の日常生活を観察しておりますと、ついこ半年ぐらいになつてやつと明るい表情が見られるようになったわけでございます。前に申し上げました学級経営あるいは児童理解あるいは児童管理といったことに苦しみながら、活路が見出せないで来たというのが二年半ぐらいの彼の実際かと思つて、いまやつと自分なりに納得するようになったと、明るい表情で毎日勤務しているような状態でございます。この男子教員は、私から見ますときわめて優秀な教員でございますが、彼が大学院で専門的な研究を深めたならば、恐らくきわめて専門性の高い優秀な教員となることをいま予想しているわけでございます。

（委員長退席、唐沢委員長代理着席）

もう一人、私の学校には昨年採用した女子の新卒の教員がおりますが、時間の関係もございまして、この例は省かせていただきます。

最後に、東京都には、昭和二十二年ごろだったと思ひますけれども、そのころから教員研究生という制度が置かれております。当初は東京大学あるいは教育大学、お茶の水大あるいは芸術大学等、方々に聴講生として派遣されておりましたが、現在では都立教育研究所を中心にして一年間の研究を進めているわけでございます。この教員研究生は希望者の中から試験によって選抜されてはおりますが、次の点にいろいろな特色と同時に問題点も持っているわけでございます。一つは、非常に若い優秀な教員の中に希望者が多いということ

昭和五十三年四月七日

ございます。それから、経験者は、つまり教員研究生に行った経験者はこの制度を非常に推奨しておるわけでございます。また、この経験をした教員は、現場に戻ってリーダーとして活躍している者が非常に多いということでございます。ところが、わずか一年のために、研究が緒についたと思つたらもう戻らざるを得ないというのもこの経験者の声でございます。つまり、期間が短いということが一つの嘆きのもとになっているようでございます。

まだ申し上げたいことがございますが、時間も参つたようでございますので、以上のような理由から私も教員大学の創設を要望するわけでございます。

大変失礼いたしました。(拍手)

○唐沢委員長代理 ありがとうございます。

次に、山口参考人をお願いいたします。

○山口参考人 私は歴史学者として、教育の方は専門ではございませんでした。戦後、文部省で二十一年間、初等中等教育局の社会科担当の教科調査官といたしまして、社会科、特にその中の歴史教育、神話教育あるいは道徳教育等、指導要領の策定の仕事をさせていただきまして、三年前昭和五十三年の四月に現在の東京学芸大学に移りまして教員養成に携わっております。先ほどの大田先生や須田先生のような、大変大きな組織、国大協とかあるいは学長職とか、そういうお立場とは全然違ひまして、もっぱら、何とか教員の卵を健全な形で育てたいと願つてやろうというところで、現場の第一線で毎日仕事をしている者でございます。はからずも、この四月一日付をもちまして東京学芸大学の附属竹早小学校長並びに幼稚園の主任を仰せつかりまして、きのうは幼稚園の五歳児、それから小学校二年から六年までの子供たちに始業式で話をいたしました。教育の第一歩は、とにかく子供たちが自分のことは自分でするというつけこそ一番大事なんだ、それだけをいさつに述べてきたわけでありまして、今回の新しい、新構想の教員大学が二つでき

ます法案御審議中でございまして、私のような者が参考人としてお役に立つかわかりませんが、先ほどのような、現場の第一線で学生と接し、あるいは教育実習をもつぱら担当しております立場から二、三の意見を述べさせていただきますと思います。

第一番目に、西先生も先ほど大分お述べくださいましたように、東京学芸大学といふのは、教員養成大学のいわば一番誇りを持った、戦後の教員養成大学の筆頭にあるつもりで仕事をしております。しかしながら、内部の実情と申しますと、やはり、研究室育ちの教官と、それからいわば現場の実践経験を持ち、あるいは教科教育を担当している教官との間で、教員養成につきましても、いはば教育実習につきましても、はつきり言いますと対立的な意見が分かれております。前者の方は、一般教養、基礎的な学問というものをどどんやればそれでいいんだという考え方でございまして、後者の方は、もっと教育技術をしっかりと大学学生中に身につけてやらねえと現場の教員になつた場合に困るのだということで、両極端に分かれておるに思ひます。私の意見としましては、どちらも行過ぎでありまして、もう少し第三の道を大学自身も、あるいは文部省も、教員養成というところについてお考えいただきたいというふうに考えるわけでございます。

確かに、戦後のアメリカ教育使節団報告書に示唆され、あるいは学芸大学が発足したときの考え方としましては、在来の大学学部は学問の特定領域の専門家、スペシャリストを育成するものであるが、これからの新しい大学は、広い領域にわたる知識と実践的な判断力、実行力を備えた高い教養を持ち、ゼネラリストとしての、一般教養人としての人間育成を教育目標とすると、はつきり戦後うたわれましたように、その路線で進んできているわけでありまして、しかしながら、すでに三十年、少しもその方向が変わらずに三十年参りましたが、時代の進展の著しい今日、私は、部分修正を当然すべき段階にもう来ていると思ひま

す。理想としては一般教養、基礎的な学問というものを与えること、当然であります。教育は決して学問だけでできませんで、その学問を基礎としながら、そこに教師たる一人の人間の人格と申しましうか、人柄というものが加わっていきませんと、つまり、性格的には、単なる科学者ではなく、科学を基礎とし、それを越えた芸術的な性質を持ちませんと教育はできないのではないかと、こういうふうに思ひます。

そういう意味で、今日の教員養成あるいはその中の教育実習、いろいろなところにいるいろいろな問題が転がっておりますが、細かく述べる時間はございませんので先を急ぎますが、戦後の三十年を反省いたしますと、どうしてもこの辺で、スペシャリストであると同時にやはり教養人である、大変むずかしいことではございますが、そういう問題を従来の古い既存の大学の成り行きに任せずに、新構想の上越並びに兵庫県にできます二つの教員大学が新しくできるところ、つくつてみることに、これが私は真つ先に必要なことだと思ひます。そしてそれが既存の大学の教員養成に対していい刺激になる。刺激になるといふことはもう十分期待されることであります。

第二番目に、教育実習の現状でございますが、諸外国と比べましても日本の教育実習期間が著しく短いということが取りざたされております。イギリスの十五週、フランスの十二週、西ドイツの十週、それに対して日本は小学校教員四週、中等教員二週といふことでは余りに少ない。ただ、私どもの大学は大変恵まれておりまして六週間。三年次のときに付属学校で教育実習を三週間やり、四年生になりましたときに今度は都内の協力校、一般の公立学校に協力校をお願いしましてそこでまた三週間やりまして、そういう付属校を持たない一般大学ないしは私立大学、短期大学等と比べれば教育実習の制度的な面はきわめて充実している大学でございます。しかし、問題は、ただ期間が長ければいいだけではなくて、藤本先生の先ほどの御意見の中に、いまの若い教師たちに、もつ

と教育実習が長ければよかったという感想があるとおっしゃいました、そのとおりだと思ひますけれども、総合的に言いますと必ずしも長いだけがいいのではなくて、問題は質の問題、何に重点を置いて教育実習を組んでいくのか、カリキュラムとの関係がございまして、そういう問題だと思ひます。そうしますと、やはりこれも大変抽象的な言葉でございますが、教師になろう、教師といふのはいい職業だ、教師に自分の生きがいを感じるという使命感、そういうものを何らかの形で既存の教員養成制度の中にも持ち込んでいく、あるいは若い情熱を持った学生たちにそういうともしびをもたせようといふことが、私は現在のあらゆる問題を解決する糸口であらうと思ひます。

たとえば、ことしの二月に私は養護学校、幾つかあります、東京都内でも八王子あるいは町田、いろいろございまして、東久留米にありますが、養護学校に四十五人の四年生の学生を連れまして、この学生たちは副免、つまり二級免許状を取るために、中には、別に免許状は要らないけれども児童理解の立場から、養護学校の子供たち、ダウン症とかあるいは自閉症とかあるいは知恵おくれの子とか、そういう子供たちをぜひ自分で二週間でもいいから見てみたいという学生たちを含めまして、四十五人連れまして二週間の教育実習に行きました。私は連絡教官でございまして四回くらいしか学校へ通いませんでしたけれども、そのときの付属養護学校の先生方の迎え入れ方が、大変いまの世の中には珍しいほど、涙の出るほどうれしいことを言つてくださるわけです。うちの学校では、教生、教育実習生が来てくれると大変助かります。少しも迷惑なことはありません、こういうあいさつですから、教生たちも張り切らざるを得ないわけでありまして、そして実際に短期、わずか二週間でございまして、終りました最後の反省会で、四十五人の男女学生たちに一人ずつ、二分間ずつ感想を述べさせましたところが、生まれて初めてこんな充実感を持った、こんな教育といふものは奥深く、またやりがいのある仕

事か。何といましようか、初めて教生がダウン症やあるいは自閉症の子供と会ったときは、何を語りかけても一言も答えない、終日無口でいる、そういう子供が、最後の二週間目ごろになりますと向こうから声をかけてくれたというのに対して、若い学生は大変な感激を覚えているわけでありました。

したがって、事情が許しますならば、教育の原点とも言うべき特殊児童、あるいは養護学校、五十四年から義務実施されますと全国に置かれませんが、そういうところでまず教師になろうとする者の教育実習をやらしてみよう。義務化するといいますが、これまた大変制度的には手続がむずかしいなりまして、けれども、ともかくそういう形で、単なる黒板の書き方、指導案の立て方、あるいは発問の仕方というような技術の問題でなくて、もともと人間というもの、人間の根本に触れ、そして自分の眠った情熱がかき立てられるような、そういう経験を何らかの形でやらせていきたいものだ、こういうふうな考えです。

それからもう一つは、結局、そういう単なる教養でもなく単なる技術でもないと言いますと第三の道を選ばざるを得ませんけれども、やはり学生には学問の喜び、学問をする喜びと知的な喜びというものを大学の中で、大学の講義の中でぜひつけてやらなければならぬ。いまの子供たちは、西先生もおっしゃったように、大分大人になるのがおきております。大人にならずにおりますので、やはり大学生となったならば、そこに学問することの喜び、知的な喜びというものを大学はつけてやらなくてはならぬ。これは制度を変えろなんということじゃなくて、現在の制度の中でも大学教官たる一人一人が自覚すればできることであります。そういうふうにしていく必要があります。

〔唐沢委員長代理退席、委員長着席〕

それから三番目に、これは新構想大学の設立に全面賛成すると同時に、関連して一つお考えいただきたいと思ふことは、西先生もちょっとお出しになりました教員免許状の、言葉は悪いの

ですが、いわゆる乱発状態ということは何とかひとつ政府でお考えいただきたい。数字は先ほどおっしゃいましたので申し上げませんが、運転免許証さえ、さういってば語弊がありますが、三年間で書きかえられるわけです。ところが教員免許状だけは、取ってしまったと、中身がどんなに薄れても、一生、死ぬまでこれはもう免許状として通用している。これは、ほかの世間の職種と比べて大変優遇され過ぎている。やはり三年か五年で免許状を書きかえるぐらいのひところ考え方を御検討いただきたい、こういうふうな思いです。私も大学教官はちゃんと選考基準の中で、講師から助教、助教授から教授になるときは全部審査されているわけですから、それでさうなまぬるい大学の状況でございまして、ひとつそういう問題もお考えをいただきたい、こういうふうな思いです。

とにかく、教育実習というものの第一線において感じていただくことは、私は三年次生の社会科、教育概論あるいは各論、あるいは歴史教育、そういうものを担当し、あるいは大学院の院生を担当しておりますけれども、教育実習が行われます三年次の前期と後期のちょうど真ん中、九月ごろの教育実習が行われます前の三年生の一学期前期といふものは、どんなにこちらが本気で講義をしましてもなかなか反応が鈍いのです。ところが、教育実習を秋にやってみると、目の輝きが違ってくる。一つ一つ教官の言うことにうなずく、あるいは疑問を提出する、反発する。大変な反応でありますから、教育実習が教員養成の過程においてきわめて重要な位置を占めていることは疑うことができません。しかしながら、いまの学生の中に、一部でございまして、教育実習に反対する学生あるいは教官がおられます。その理由は、学生によく聞きますと――過去、学内で教育実地研究委員会の委員を二年間やりまして、教育実習生六百名からの教育実習を各学校に派遣してお願いをしまして、その成果を総括する立場におりまして、やってみましてよく聞きますと、東京

都内にいろいろ公立学校がございましてけれども、やはり職員室の空気を見てきただけに、教員になることに失望を感じるといふ学生がおります。私はこれは大変貴重だと思ふ。差しさわりがあらうから名前を挙げませんが、校長先生は教育委員会やPTAの方ばかりお向きになっておる。先輩教員の中には組合の闘争のことばかり熱を上げて、教室の中は少しも和合とか融和とかお互いに励まし合うということがなくて、もう本当に荒れほうだ。精神的な仕事を教育の職員室の場が荒廃している。これなら、自分は希望を持って教員になろうと思つたけれどもやめた。あんなところへ、あんな職場に一生拘束されるのはいやです。こういうことをはっきり言う学生が、数は少ないけれどもございまして、ですから、そういうものを総合いたしますと、どうしてもそれは両方兼ねることがむずかしければ、新しい大学として新構想の大学ではスペシャリストを養成できなくとも結構ですけれども、やはりそれを押し及ぼしていく、全体に押し及ぼしていくようなことを考えてほしい。たとえば戦前の旧師範と比べまして、いまの大学を卒業した学生たちは、学校に就職しましてもみんな一人前、偉い顔しているものですから先輩も指導しにくい、先輩もまた余り手とり足とり世話をしないうという、そういう弊風がございまして、その制度は少しも変えなくても結構ですから、そういう問題もひとつ内面的に中身の問題として考えていきたい。

最近のニュースによりますと、インターン制度を廃止した後の外科医の知識と技術が大変低下をしたというので、外科学会では認定医、法律的な拘束はないそうではございますが、試験をして認定をして、認定医というタイトルを与えて、広い教養のもとに知識と技術を育てようとする外科医学界の様子を最近NHKのニュースで、四月三日の夜でございましたが、聞きました、それも他山の石としてわれわれはぜひ参考にさせていただきます。

たい、このように思ふ。

大変取りとめもございませんでしたが、後刻御質疑に答えることにしまして、これで私の参考陳述を終わります。(拍手)

○菅波委員長 次に、山田参考人をお願いいたします。

○山田参考人 私は、教員養成の歴史的研究という観点から、教員養成の学部で、将来教師になることを目指している学生諸君に教育史、教育学の教育をされている立場から、つまり既設の教員養成大学学部の立場から意見を申し上げます。たまたま、私もこの教員大学の具体的な検討の過程には全く関与しておりませんので、公表されたごくわずかの一般的な説明資料から判断しているだけでございまして、特に専門的な意見というよりも、きわめて一般的な意見を述べるといふことにとどまるであろうことを御了解いただきたいと思います。

第一に私が申し上げたいことは、その教員大学についての検討する材料が私たちにほとんどない、ごくわずかしが持つていない、そのことの問題について申し上げます。

一つの新しい大学をつくらうというからは、その組織、機構あるいはカリキュラムなどについて基本計画というべきものが一般に公開されて、それについて十分審議されるということが必要であるといふふうな考えなのですが、この教員大学につきましても、一九七一年の中教審答申、それから七二年の教養審議、それから七四年の新構想大学の調査会の報告書などが公式の考え方として明らかにされているわけでありまして、いまま申しました三つの文書は、新構想教員大学の一般的な方向について示しておるだけでございまして、具体的な新大学設置のためのマスタープランというものは明らかにされておらず、言えないのではないかとこのように考えるわけでありまして、この三つの文書に基づいて、その後、設置のための基本計画が検討されてきたはずでありまして、それに基づいて現在教員大学の法案が

昭和五十三年四月七日

提出されているわけですが、私の理解では、この三つの文書でそういう新大学をつくるということについての提案がなされるまでの過程におきましても、あるいは提案された以後の具体的な検討の過程におきましても、その検討に多くの大学人が参加してきたとは言えないのではないかと、いうふうに理解しております。また、参加していたとしても、非常に明朗な形のものではなかったというふうに理解しております。私はたまたま、先ほど須田先生、大田先生からお話ございました国大協の教員養成制度特別委員会の専門委員として、正式には文部省から二回にわたってその内容についての説明を聞きました。そういう機会がございましたので、大学人の参加が不十分であったというところについて必要以上に強調する、そういう立場にはないかもしれませんが、たまたま私が接し

二番目に、さきに申し上げました三つの文書による提案と、現在具体化されてきた教員大学の具体案の間には、とにかく幾つかの点で違いがあることは確かであるというふうに私は理解しております。つまり、教養審議建や調査報告書の内容と、それから先ほどお話のありました国大協のこれに対する批判、そして国大協の批判に対して説明をするという形で、ことしの一月十八日に先ほどの国大協の特別委員会におきまして文部省の方から説明がございました。この特別委員会では、文部省からのその説明について了承するということがあったというふうに私は理解しております。細かい点には触れませんが、一つは教員大学の入

學者選抜の問題であり、二つ目の点は大学院修了者の修了後の処遇の問題でありまして、三つ目はこの教員大学の管理運営の問題であつた。それらの点について、確かに従前の三つの文書による提言とこの特別委員会での説明とは違つていた点があつた。特別委員会としては、それらの点についての説明を受け、若干の質疑の後、そういう説明を受けたことについて了承したということがございました。その評価の点についてはなお異論があると思ふのですけれども、そういう説明を受けたことについては了承したわけであります。教員大学が實際どうなるかということについては、やはりこの法案とあわせて基本計画を明示していただいでいて、それについて十分な審議を尽くしていただかうということが望ましいのではないか、私はこういうふうを考えております。

私がかたくここで一番申し上げたいことは、この新大学と既設の教員養成大学学部との関係の問題でございまして、この新構想大学の調査会の報告書におきまして、あわせてこの既設の教員養成大学学部の大学院設置についても触れられておりますけれども、この調査会の報告書では、現状では既設の教員養成大学学部には独立に大学院を設置できる状況ではないというふうに断定しております。私はその点に関しましては、その断定の判断基準が問題があるというふうに考えておるのですが、そういう断定に基づきまして、既設の大学における大学院の設置方式として、学内の他の部局の協力を得る方法とか、他大学の協力を得る方法とか、数大学の共同によって大学院を設置する方法とか、そういう三つの方式が具体的に検討されるべきだと提案をしております。国大協の意見書ではこの点につきましては、新大学が既設の大学に対して特別の位置を獲得し、既設の大学学部が下部機構として位置づけられるごときことがあるとすればその弊はきわめて深刻である、こういう指摘をしております。あるいは新大学がカリキュラム等についての画一的モデルを提供することによって、教員養成を画一化するというよう

な問題があるのではないかと、いうことも一般に危惧されております。

それはともかくとしまして、この国大協の教員養成制度特別委員会の席におきまして、文部省から、昭和五十三年度予算案において、東京、大阪、愛知に続いてと申しますか、さらにそれ以外の既設の教員養成大学学部についても大学院を設置する方向で、二、三大学ないしは四、五の大学に調査費をつけないという意向が明言されました。それと同時に、「教員養成大学に設置する大学院の審査方針について」これが教員養成大学学部の大学院を設置する際の基準となっておるものでございますけれども、これについても従来ものを再

新設する必然性という点では説得力が乏しいのではないかと、いう点を指摘してございます。新大学について現在まで明らかにされている構想の範囲では、私もその点に関して十分答えられていないのではありませんかというふうに感じておるわけでございます。これだけの新大学設置のための人的、物的資源を投資するということがあれば、既設の教育系大学学部がどれだけ整備されるであろうか。それを差しおいて新大学を對抗させようとするという点には何かあるのではないかと、いうふうに考えていつてしまふ、そういう気持ちで、既設の教員養成大学学部の立場から申しますとどうしても起こってくるわけでございます。

既設の教員養成系大学学部が弱体であるということの問題について、もう少し触れてみたいと思います。

既設の教員養成系大学学部整備方針というものについてよほど明確にしていதாக、そのことについての御審議を、この教員大学の問題と対置させてこの機会にぜひお願いしたいと考えております。

既設の教育系大学学部には、新制大学が発足してから三十年の間に、先ほど申しましたようにこゝとし発足する愛知を含めて三大学に大学院が置かれただけでありますけれども、戦後、教育改革の際に、中等レベルの師範学校が三段跳びに大学に転換したということについてはぜひぶん反対や疑念もあつたようにございます。教員養成大学学部は確かに人的、物的条件が大変貧困であつたことも事実であると思います。しかし、私は、現在まで戦後改革によつて新制大学が発足してから三十年間、あるいは師範学校時代からの遺産をも含めて、この間に蓄積してきた研究設備、そして人的条件の整備は無視することのできなない大変大きなものがある、こういうふうに考えております。

例を挙げてお話しする時間的余裕はございませんけれども、簡単な実例を挙げてみますと、私の所属している大学などはおんぼろ大学として大変有名でございます。しかし、そのおんぼろ大学の

例を挙げてお話しする時間的余裕はございませんけれども、簡単な実例を挙げてみますと、私の所属している大学などはおんぼろ大学として大変有名でございます。しかし、そのおんぼろ大学の

そういう貧困な条件が問題にされる既設の教育系大学学部ですが、全く新しくつくろうとする大学に、この程度の条件でも新しく設備し整備していくということは決してたやすいことではないというふうには私は考えております。そういう点を考えますと、やはり既設の大学の利点はもっと生かしながら、足らざるを補って整備していくという点についてもっと力を入れていただきたいということを私どもも考えておるわけでございます。

る、こういうことでございます。この点で、現在再検討されている審査方針によつても、私は、教育系大学の大学院設置は大きく門戸は開かれにくいのではないかと考えております。それに対して、もっと小規模な教育大学学部でも余り無理をしないうで大学院が置けるような政策的な努力で、見すばらしい大学院を無理につくるということではございませんけれども、余り画一的な基準によらずに整備をしていただく。大学院の問題だけではあらずに、既設の教育系大学学部をまず

育てるといふ点についてぜひ御審議をお願いしたい、こういうふうには私は考えております。

なお申し上げたいことはございましたけれども、時間の都合で以上をもって意見陳述にかえさせていただきます。（拍手）

○菅波委員長　これにて参考人各位の御意見の開陳は一応終わりました。

本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五十分開議

○菅波委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

午前に引き続き、参考人より御意見を承りたいと存じます。

御意見は、委員の質疑に対しお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、発言の際には委員長の許可を得て御発言願いたいと存じます。また、念のために申し上げますが、参考人は委員に対し質疑はできないことになっておりますので、御了承願います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村靖君。

○中村(靖)委員 自由民主党の中村靖でございます。

ます。

きようは参考人の諸先生方、御多忙のところ大変御苦勞さまでございます。午前中、特にいま問題になっております教員大学の問題等に関しましていろいろと貴重な御意見を私どもにお聞かせいただきまして、まず冒頭にお礼を申し上げておきたいと存じます。

早速幾つかの問題点について参考人の諸先生方からなお突つ込んだ御意見をぜひ伺わせていただきたいと存じますが、先ほど何人かの先生方からも御指摘のとおり、教育の問題を考える上におきまして、教員の資質の向上ということはだれが見ましてもまことに大切な、そして重要な問題でございます。先ほど藤本先生がお話の中で御指摘ございましたけれども、たとえば学習指導要領

を改定するとかあるいは施設設備の充実を図るといふようなことも大変大切だけれども、やはり何といつても、教育を正していく、あるいは教育を刷新していく根本の問題は教員の資質の向上であるといふようなことをおっしゃっておいりました。

私も全く同感であるわけでございまして、教員の資質を向上することについて反対をする者はもとよりないわけで、ぜひそういう前向きな姿勢で私どももこういった問題にこれから取り組んでいきたい、きょうもなおぜひ先生方に御意見を伺いたい、このように考えるものでございます。

まず最初に、須田先生に少し確認をさせていた
だきたい点がございます。それは、先生が先ほど
いろいろなお話の中で、国大協としてはこの教員

大学院大学の問題については幾つかの懸念を当初持っていた。しかし、いろいろと関係機関等と議論をしてきた段階において、自分としてはこの懸念はある程度晴れたように思う。念のために、国大協としてではなく自分の意見だ。特に特別委員長としての意見だというようなことを午前中のお話の中でつけ加えていらつしやったわけでございます。その点について、本年の一月二十日に先生が国大協の教員養成制度特別委員長として発表された資料を私いま手元に持っているわけでござ

いますけれども、特別委員長として、そういう懸念があったけれども、いま文部省が具体的に考えていることについてかなり評価できるといふような趣旨の御発言を一月二十日になさっておるわけでございます。先ほどのお話を伺っておりますと、何かまだ国大協として正式にこの二十日の委員長長の御発言が確認あるいは確定をされていなかのごとき感じが私はしたものですから、その点をまず確認をさせていただきたいと思っております。先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○須田参考人 国大協としての意見でないかと申し上げましたのは、国大協の意見として正式に申し上げるのには国大協の総会にかけてそこで御賛成を得なければならぬから、その手続を踏んでおりませんのでそう申し上げたのでございます。

○中村(逋)委員 それではこれから次回の総会に正式におかけになって、この二十日の委員長としての御意見がはつきりとお決めいただける御方針なんでしょうか。その点、ちょっと念のために。

○須田参考人 それは教員養成制度特別委員会に

まず諮りまして、そこで御賛成を得ましたら総会にかけるつもりでございます。

○中村靖委員　よくわかりました。こういう問題はより慎重に議論をされ、納得のいく形で国大協としても意見の御決定をいただきたいと思っておりますので、その点はどうぞよろしく願いを

いたしたいと思っております。

〔委員長退席、唐沢委員長代理着席〕

先生、先ほどのお話の中で、特に現在神戸大学

学長さんとして、同じ県の中に教員大学が設置をされるかもしれない、今度の法律案が成立をいたしますとそういう形になってくるわけでございますから、そういった意味での御関心も非常に強くお持ちではないかという感じがいたします。いままで文部省は各県ごとに国立の教員養成大学を、あるいは学部を設置するということで、四十七の大学学部が設置をされておるわけでございますが、その原則からすれば、複数の大学あるいは学部が設置される県がこのところ出てくる可能

昭和五十三年四月七日

性があるわけでございまして、先ほど先生は時間があれば御発言をしたいと思います。たし、私も実は大変重要な点でありますので、この点について須田先生の御意見をいまいお伺いをさせていたけると大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○須田参考人 先ほど兵庫県の状況を申し上げなかつたわけでございしますが、兵庫県に二つの教員養成系の学部なり大学なりがございますことは、もしこの二つが内容において違ふものでありますと言ふ言はずにかかわらず、みんなの心の中に生まれてまいりますので、そういうことは、事教育に關して好ましくないと考えております。したがって、この新しい考えで教員が教育のことについて探求する場が兵庫県にできますそのころまでには、神戸大学といつたしましても神戸大学独自の工夫をこらしまして、そうして修士課程が置けるような努力をしていきたい。そうした場合には、二つの大学がありまして、兵庫県の現在の情勢で申しまして決して過大な教員の自給組織にはならない。それからまた、兵庫県にできますとそこへは兵庫県の下の教員が多くなるということも考えられますが、そういうような状況を考えましても余り無理がないというように試算をいたしております。

それで、神戸大学の各学部の状況を見ますと、博士課程を持っておりますところ、つまり全国的な視野から人が目をつけております学部で、兵庫県の、それから近畿、全国という学生の分布を見ますと、およそ三分の一ずつになっております。しかし、教育学部などはこれは大体六〇％は兵庫県の下の人間が入っております。ですから、この新しい大学ができましたと、最大限六〇％と考へますと、いまできた仮定いたしました三百人の定員の二百名、その六〇％というものは、兵庫県の教師、中・小の教師が一万余名おりますから、その数に比べてネグリジブル、数としてはネグリジブルでありますから、これが財政その他の理由

によつて、たとへ受験者が、前に私が申しましたようにいままでの大学院の入学のときと同じ手続をとつてそれだけ入つても、不都合は来さないのではないかと、そのように考えているということでございます。

○中村(靖)委員 ありがとうございます。

大田先生に御意見を伺いたしたいと思ひますが、きょうの参考人の諸先生方の御意見を先ほど来伺つておりました、こういう分け方がいかどうかかわかりませんが、おのおの賛成の先生とおおむね反対の先生と、色分けがかなりはつきりといつていらつしやるような感じに私は伺つたわけでございます。

大田先生は元国大協の有力なメンバーとしてこの問題にいろいろ御苦労なさつていらつしやつた先生でございまして、少くも先生の御意見を伺わせていただきたいと思ひわけですけれども、私も当初、この四十九年十一月の時点での国大協特別委員会の、先ほどの言葉を使わせていただければ、懸念というものは確かに一理あつたやうな氣もいたします。私にも理解のできる面が多々あるわけでございまして。しかし、文部省当局としてもあるいは関係各機関としてもかなり慎重に、先生方の御意見も伺いながら、軌道修正という言葉が当たるかどうかかわかりませんが、軌道修正をされながら、問題点をなるべくなくすやうな形でいまままで努力をされてこの成果ができたというふうには私は理解をしておるわけでございます。

で、先ほどどなたかの先生のお言葉の中に旧師範学校のことがちがつと出ておりました。よく世間でも旧師範学校の欠点をわれわれ耳にすることがあります。旧師範学校には欠点も多々あつたと思ひますけれども、いい面もやはりかなりあつたのではないかと。たとえば書物中心主義の教育といふこともさきながら、教育実習といふやうなことに非常に重点を置いて、先ほど西先生でございました。字を書くように努力をしるやうなことを前には教えたものだといふやうな、実例を引かれて

お話をなさつておりましたが、そういうやうな実習にも力を入れるということがやはり非常に必要だと私思つております。

そういう意味で、既存の教員養成大学学部のいままでの行き方の中で、もちろん学長さん、学部長さん、各教職の先生が並み並みならぬ御努力をなさつてきたとは思ひますけれども、やはり反省すべき点も多々あるのではないかと。やはり直していくべき点は大いに直して、既存の教員養成大学学部もよりわれわれの期待にこたえて、いい先生を世に送り出すという努力をせひしていただかなければならないといふふうに私は思つておりますので、大変恐縮ですが、大田先生に、既存の大学あるいは学部のいままでの経過あるいは反省といつたやうな点、あるいは反省が必要だ、どういふ点で反省が必要だといふ、もう少し具体的に突つ込んだお話をこの機会にぜひお聞かせいただきたいと思つております。

○大田参考人 既存の教育系大学学部だけでなく、一般の大学全体がよい教員を育てるということについて努力をしなければならぬ、その点の努力が欠けていたのではないかと反省は、国大協の三つの報告をお読みいただきますならばいろいろな点でその点を指摘してあるつもりでございます。特に一般大学の場合におきましてはどうしても教員を育てるという意図が十分に実現されてないといふ点のあることは確かでございますし、それから既存の学部、教育系大学学部におきましても、先ほどお話がおりますやうに、実習についても不十分点があるやうなし、あるいは免許状といふやうなものについても、その免許状を受けるに値するだけの充実した教育を受けたかどうかにも疑問はあるやうな思ひわけです。けれども、そういう問題点といふのは、単にそれらの大学の努力が足りないといふことだけで済まない問題でございます。つまり、それらを進めていくだけの条件についての配慮が行政の側において十分であつたかどうかといふことになる、非常に大きな問題点があると私は考へております。必要があ

ればそれらの問題点について列挙いたしますけれども、そういう両面から今日の既存の大学における教員養成の不十分さといふものは追及しなくてはならないだらう、このように思ひます。

○中村(靖)委員 大学側だけでなしに、行政の面でも努力の不足があつたのではないかと御指摘がいま先生からございましたけれども、確かに両方相まつて今後も努力をしていかなければならない。私も、もとより政治の立場で最善の努力を今後もしていきたいといふふうに思つておるわけでございます。

大田先生にもう一つ追加して御意見を伺つておきたいと思つております。先ほどどなたかの御意見の中で出ておりましたけれども、今回の大学院に現職の教員の方が入学を希望する、受験をするといふときに地元の教育委員会の同意を必要とするといふことになつておるわけでございまして、昨日の文教委員会で、地元の市町村教育委員会の同意なのか、都道府県教育委員会の同意が必要なのかといふやうなことでいろいろ議論がありました。後日の委員会でも文部省の統一見解をお聞かせいただくことになつておるわけでありまして、けれども、特にこの問題などは先生としては氣になつていらつしやる一つの点じゃないかといふやうな氣もいたしますので、この点、大田先生からちよつと突つ込んだ御意見を伺わしていただきたいと思ひます。

○大田参考人 私、その点についても問題を感じるわけですが、私がきょう主として参考人として申し上げましたのは、もつと根本にある、大学のつくり方といふものが国民の前に明らかにされないうちにできてしまふ、こういうことを、むしろつくり方の方の前提といふものを問題にしてゐるというふうには御理解いただいた方がいと思ひます。

それから、いまの件に即しましては、私は校長といふものにもつと信頼を持たせていいのではないかと。つまり、同僚教師、あるいは部下かもしれないが、その同じ職場にいる教師といふものを

掌握している校長が、進むとか進まないというよ
うな問題、入学する、しないの問題についてもや
はり大いなる責任を持つていい。そこで済むよう
な問題ではないか。必要があれば校長が教育委員
会に相談をして、そのかわりを用意するとかいろ
いろ配慮すればよろしいけれども、私は最終的に
校長が責任を持つていいというふうに思っており
ます。

○中村(端)委員 重ねて先生に申しわけありませんが、先ほど山口先生のお話を伺っております。いろいろな詳しいお話がありまして、その中で私の感じた点は、こういう新しい構想というものも大切に育ててみたらどうか、やらせてみることでだということのような御表現をたしかなさったというふうな記憶をいたしております。そして、こういう新構想の大学あるいは大学院ができることによつて、先ほど私が触れましたような既存の大学や学部によい刺激を与えることも可能ではないかというふうなお話があったように思うのですが、その点、少ししつこいように恐縮でございますが、先生のお考えを伺いたいと思います。

○大田参考人 確かに刺激が必要だというふうには私は思うのですけれども、その刺激の出場所というものは、もう少し既存の大学相互の間の創意というものが認められるような状況の中で刺激をし合うということが一番いいかどうかだろう。行政の方から模範を示すという場合には、あくまでも非常に大きな原則に沿い、つまりいままでの大学を生み出していく原則に沿い、しかも慎重に問題を出していき、しかも国民の前によくわかるように、みんなで議論できるような形で生み出していく、そういう慎重な手続が、事この大学や教育の問題については必要だ、そういう考えでございます。

○中村(靖)委員　続きまして、山田先生に少しお伺いをさせていただきたいと思います。

山田先生は、戦後新しい制度になって三十年間に、既存の大学や学部が培ってきた蓄積とか実績というものは無視できるものではないというよう

な御意見を先ほどのお話の中でなさったというふうに思いますが、私も、確かにこの点は忘れることのできない問題だ、確かに軽視できない、あるいは無視できない実績をすでに既存の大学や学部はお持ちになってきていらつしやるというふうに考えるものでございますけれども、そのことと、今度の新構想の大学あるいは大学院を設置するということと必ずしも矛盾するものではない。先ほど申し上げましたように、既存の大学や学部をどうしに育てていくという責任が私どもにもありますし、先生方にもそういった御指導、御協力をお願いしたいわけでございまして、文部省としても、新構想の大学あるいは大学院をつくる、あとはもうどうでもいいということをもちろん考えているわけではないと思います。当然、既存の大学や学部をいままですらに充実をさせていくというところについては大変御熱心であるというふうには私は確信を抱いておるわけでございまして、その辺の点につきまして、先ほどのお話をもう少し詳しく突っ込んでお聞かせいただければと思っております。

○山田参考人 特にお尋ねいただいている点がどの点かということが必ずしも明確でございませんけれども、私、先ほど、三十年間の努力と蓄積、その中でさまざまな、貧困ななりに改善への努力が続けられてきたことについて申し上げました。にもかかわらず、いわゆる制度的に見ますと、今日、日本の大学は、大学というからには大学院を持つていて大学こそ大学であるというのがむしろ通念になってきているという状況の中で、教育系大学のみが、特に小規模の教育大学の場合には先ほど申しましたような理由で依然として大学院にはなかなか手が届かない。そこに大きな格差と申しますか、大学間格差というような実情がこればもう一般的に認識されているところだと思っております。

そこでまず、私たちはかねてからそういう格差
是正と申しますか、教育系大学学部に対する整備
充実ということを強く要望してまいったわけなん

ですけれども、その十分手当てが行き届かないままに教員大学の方がどんどん走り出しているというこの関係について、私たち教育系大学学部に置かれている人間としては、はなはだ気持ちのしつくりしないものがある。この機会にぜひ、そういう意味で既存の教育系大学学部に対する整備充実の方針を一層明確なものにし、また本気でお考えいただけなものか、こういう気持ちをお願いします。ただ、その既存の教育系大学学部の整備充実の場合にいろいろな問題点、つまり、現在文部省で示しているいろいろな方向づけだけで、果たして既設の教育系大学学部の整備充実が十分達成し得られるであろうかという点については、私いろいろ、なお疑問とする気持ちを抱いておりましたので、先ほどのような御意見を申し上げたわけであります。

○中村(靖)委員　先ほど西先生がいろいろ貴重
な御意見を述べになりました。一番最後に、自分
としては本当は、優秀な先生になお勉強してくれ
というよりも、悪い先生という言葉がいいかどう
かわかりませんが、悪い先生になお教育ができる、
そういうような制度こそ本当は望ましいのだとい
う結語のようなお話がございまして、私それを
伺っております。この教育の問題を考える上に
おいて全く重大な御指摘だったないうことを実
はつくづく感じられました。大変私ごとで恐縮で
すけれども、私も小学校と中学校に行っておりま
す子供を一人ずつ持っておりますから、子を持つ
親として何かぎくりとさせられた御指摘だったと
思っております。こういう先生にこそ本当はおお
研修を積んで資質の向上をしてもらいたいと思
いまして、制度的にはなかなかむずかしくて、も
うかなり資質の向上している先生がより意欲的に
研究をされ、あるいは研修をされるというよう
な点というのは、やはり私どもがこれから肝に

銘じて配慮をし、また新しい制度もつくり上げていかなければいけないのではないかなということ
をその際つくづく感じたわけでございます、時

間が許せばなお突っ込んで西先生にその点についてお話を伺いたい気持ち치가重々ございましたけれども、与えられました時間がやってまいりましたので、きょうのところはこれをもって私の質疑を終わらしていただきたいと思います。

諸先生方、ありがとうございます。

○唐沢委員長代理 嶋崎讓君。
○嶋崎委員 日本社会党の嶋崎讓でございます。

お忙しいところをありがとうございます。
きょうの参考人の諸先生の御意見をお聞きしまし
て、来週再度委員会で私たちが審議するためのい
ろいろな参考意見を聞かしていただきたいと思います。
ます。

最初にお聞きしたいのは、私たちが立法府で新しい大学をつくらうというようになった場合には、私たちは憲法や教育基本法その他で保障されている大学の自治というものを尊重して審議をしなければならぬと思っております。それだけに、全国の国立大学の組織の中でも、今日国会に上程されております教員養成の新しい構想の大学については、先ほど御指摘がありましたように今日まで三つの大きなリポートが出ております。それと並行して、国の方といいますか、文部省を軸にしまして、教員養成の審議会や、その後新構想の教員養成大学に関するいわゆる蟬坂調査会と言われるようなものが出てきております。そういう中で、先ほどから説明がありますように、国大協のリポートは全国の国大協の総会で決定されながら出てきている。片一方は文部省のいわゆる審議会の提言や答申に基づいて計画が行われてきている。こういうことになりますと、私たちが立法府として議論するときには、大学自治というものを尊重しますから、国大協で追求されてきたものの上に、十分にその意見を反映させて新構想の大学がつくられるべきだ、こう考えます。

そこで、最初に須田先生にお伺いをいたします

が、先般、一月二十日に特別委員長として「教育系大学・学部における大学院の問題」について説明をされましたこのメモを手がかりにお聞きをし

たいと思うのですが、国大協では、この特別委員長のメモに関連して、来る四月の十八日に特別委員会を招集して審議をしようとお聞きしています。が、そのとおりでございましょうか。

○須田参考人 いま予定しておりますのは四月十八日でございしますが、これは前からの予定でございまして、ここで大学院問題一般を討議してまいらる。その中であるいは、いま問題になつていいる私が出しましたメモもございしますので、そのことも当然討議してまいりてございします。

○嶋崎委員 先ほどの御説明の中にもありましたように、特別委員長としての見解として御発表になつたので、まだ国大協としてのまとまつた見解ではない。だとしますと、現在の段階では、国大協として、国会に提出されている上越と兵庫の教員大学のあり方について、提案されている中身については十分な審議が行われたということになるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○須田参考人 国大協では決定はされておりません、あるいは国大協の議決機関を経た意見ではございせんけれども、教員養成制度特別委員会というのには教員養成に関する審議をかなり任されておりますので、このメモに書きまして、重要な事柄はそこでの委員会の全部の方のお耳には届いていいると思ひます。そういうのが現状でございします。

○嶋崎委員 いままでの国大協の、たとえば昭和四十七年十一月の調査報告書、それからまた四十九年十一月の、教育系大学・学部における大学院の問題というレポート、それから昨年の十一月の、大学における教員養成—その基礎のための基礎的検討—、これらは常に、特別委員会で審議された報告を、国大協といつた大学自治は各大学の自治の連合でありますから、それぞれの大学で審議された上で総会が行われるという手続をとりながら確認されてきたと思ひます。私たちはこの立場を尊重しつつ、提案されるであろう大学がどういふものだろうかということはいままで待つていたわけでありします。

ところが、この委員長のメモないし発表が、あたかも国大協を構成する各大学の特別委員会の議論に基づいての議論を集約して出てきたかのような印象を強く国民に与えていいると思ひます。そういう意味で、いままで国大協がこういう教員養成制度などについて見解を発表してきた手続に比べると唐突な印象を免れないのですが、いままで特別委員会のメンバーをされていた大田先生や、その中に専門委員として参加しておられましたが山田先生に、今度のような発表の形式はいままで国大協の発表の形式から見ると突如として、と言つて大変語弊がございしますけれども、そういう転換がこの時点で行われたのか。私たち国会で審議するとき大変むずかしいわけです。大学で決めたならば、大学自治問題になつてまいりますから私たちはそれ以上大学に干渉できません。したがういまして、この非常に重要な転換であるだけに、来週も審議をしなければならぬわけですから、大学全体がどのような意向でいくんだらうかということに懸念するだけに、この発表の手続などについて、時間も短いので一言ずつ見解を述べていただきたいと思ひます。

○大田参考人 私は一月十八日の委員会にはもう任が解かれておりましたからわかりませんけれども、私の七年間のこの委員会に尽くしてきた経験から申しますと、国大協というところは実に多様な意見があるところとございしますから、これをまとめていくというには大変な苦勞を要するわけとございします。したがういましてそれだけに慎重な配慮をするべきだといふように私は思ひますので、新聞で報告を見ましたときに唐突な感じを受けたといふことは免れがたいこととございします。

○山田参考人 須田先生がさつきからおっしゃつておられますように、委員長個人の見解と申しますか、そういう形で受け取つていただければその限りでは支障がないんじゃないかと思ひます。ただ、須田先生もおっしゃつておられますように、この後予定されている委員会で、そのメモの示している方向について改めて特別委員会として話し合ひを

特たれる、こういうこととございしますので、メモの段階ではやはり委員長個人の見解といふふうには私は理解しておるのでございします。

○嶋崎委員 経過としては、したがういまして、私たちも十八日の特別委員会の結論を見守り、さらに、国会は法律審議をもういつまでもやっておるわけにはいきませんので、われわれの審議や判断が早急にできるように、国大協の総会をどういふふうに詰めてやつていただくかをぜひお願いをしておきたいと思ひます。この法案は来週いづばいぐらいで集中審議が終わりそうな気配でありますだけに、われわれの審議が終わつた後、後から別の見解がまたまとつたわということでも困りますし、それからまたそれ以前でないと議論をする参考にならないだけに、大学自治を尊重する立場からぜひ御努力をお願いしたいと思ひます。仮に今度の法律が通りましても、実際にこの大学が動き出すのは二年後ないし三年後になつております。先ほど来参考人の先生方からもありましたように、基本構想なるものがありせん。私たちは審議する材料を持つておりません。したがういまして、須田先生がさつきの御発言の中で、国大協の中で、そういう競争関係といひますか共存関係の中でそういうタイプの大学ができていくこともいひし、それについて批判をすることも可能だとおっしゃられたのは、立法府が法律を通した後にできる大学が、国民のためのものになるかどうかを考へるときに大変重要な経過の問題になると私は思ひます。

そこでお願いしたいのは、国大協という組織は各大学の大学自治を基礎にした組織でございします。一たび大学ができてそこに入つてしまひますと、筑波大学の場合であつても今度の大学の場合であつても、大学がお互いの大学の中心身について批判することはできなくなつてしまひます。それだけに、国大協が今後できるであろう大学について共存の関係を、より国民のためになる大学といふことを期待されていいるとするならば、大学が実際に動き出すまでの間に、国大協として、創設準備室を中心にして構想されてきてい

大学についてわれわれ立法府でも見守れるように、国民自身がわかるようにするような手だてはどうお考えでしょうか。

○須田参考人 私、午前中にも申しましたように、この大学ができていく経過といふものを委員会としては十分見守つていいて、そして前の委員長も申しておられますように、文部省を通し、準備室と直接意見を交換しながら、国大協全体の、つまり大学の本質から見た形で間違いのないようなものができるように、文部省及び準備室にはこれから意見を反映していくつもりでございします。これは、教員養成制度は特別委員会としてだけでも動けるものでございしますから、そのようにするつもりでございします。

○嶋崎委員 文部省ベースで、気がついたら始まつていて、できてしまつてから中身を知らされるという立法府軽視のことにならないようになるためには、大学自治の立場で国大協がどのように対応していくかということが非常に重要になつてまいりますので、いまの御発言のような御配慮を心からお願ひ申し上げたいと思ひます。

そこで、参考人の西先生や藤本、山口先生などからも御指摘がありましたように、確かに、日本の教育といふものは、制度の枠だけではないで、教師の中身といひますか、質の問題が戦後三十年の経験の中からはいまや問われていると思ひます。ところで、今度新たにできる新構想の大学といひますか、二つの大学は、学校教育学部で小学校の教員をつくることをねらつております。その一つの理由は、小学校の教員が不足しているといふことと、同時に専門的な教師が足りないといふこととあります。だとすると、既設の教育系の大学や学部でなぜ小学校の専門的な教師が育たないのか、その点について大田先生や山田先生などからちよつと突つ込んだ意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

その際に、昭和三十年前後からつくられた教員免許制度のあり方、これが障害になつていないかどうか。第二番目に、参考人の諸先生からもち

と出てきておりましたが、大学の中で教育学部は、大学設置基準で課程・学科目制という、教育のカリキュラムの特性から課程をとることになっていきます。ところが、そのことが財政的、人的に教育研究を充実させることの障害になっているのはなからうかなどの、いわば教員養成に必要な条件を満たすに当たって、既存の教育学部や教育学系大学でなせつくりられないかというこの段階になつていく問題、つまり、これは行政で改革しなければならぬことだし、私たち立法府が予算をつけるに当たって検討しなければならぬ問題です。それから、なせいままでのところ育たないのか、こうすれば育つのではないかと育たない点。そしてまた、育たないからといってでは新しくつくればそこで育つという保証がいまの免許制度その他であるのかどうか。たとえば一人八教科という小学校教員のやり方などいいのかどうかなどについて、専門的な御意見を大田先生、山田先生にお聞きしたいと思います。

○大田参考人 この問題は小学校教員だけの問題ではないと思うので、わが国の既存の大学における教員養成全体の問題にかかわる問題だと私は理解をいたしております。

これには三つばかり問題があると私は思うのですけれども、一つは教員の処遇の問題ですね。これは教員という仕事がいかにある仕事であるかどうかという問題。この処遇の問題で、経済的な待遇の問題につきましては大分改善されたわけでごさいますけれども、景気、不景気によって教師の価値がいろいろと動くということ自体にまだ不十分な問題が残つておると私は思いますし、俸給とかそういう経済上の待遇以外に教師の社会的待遇、処遇の問題も残つておると思うのです。たとえば、教師がプロフェッショナルな仕事として大学で研修を続けることに対するかなり自由な保障というものが一般大学であつていいと思いますし、そのような地位が保障されることによって教師の意欲というものは相当変わってくるのではないかと思います。

それから、取り急いで申し上げますけれども、小学校教員の問題につきましては、実は現在の小学校の先生方というのは御承知のとおり六教科以上の教科を担当しなければならぬ。これは本当は人間ではちよつとできないと私は思うのですが、そういう超人的なわざをさせられておる。こういうタイプの人間をつくるのは、大学における学問の研究とちよつとまじまじと申しますか、こういうタイプのままに国民教育の教師を置いておくという発想では大学が受け入れにくいのも無理はないということになるのです。でありますから、そういう面を改革していくという展望のもとで、新構想の中でそれこそ教師の教育の仕方を考えていく必要があるというふうに思っております。この教師の処遇の問題が第一です。

もう一つは、もっと大学自体に教員養成の責任を持たしてほしいというふうに私は強く要望したいと思ひます。たとえば、教員養成の方針というのは大筋は教養で決まってくるわけですが、それらは国大協なり公大協なり私大協なり、場合によつては教員団体から代表を送れる、こういう形になりますと、みんなが責任を持って教師を育てるという気にならない。少なくとも大学において教員を養成するというのであるならば、大学人の代表が堂々とそこに行つてその立場から教師養成を心配する、こういう仕組みにならないで、つんばさじきに置かれておる。今日の新構想も同じです。大部分の大学の教師はつんばさじきに置かれておると言つてもそれほど誇張ではない。そういう責任を持たさなさいということに、教員養成は大学で行うというプリンシプルはありますけれども、実はこれは架空なものになつていて、実際上その原理に見合うような形で大学の責任ある参加というものが保障されてないという点を、今回を機会に根本的に反省していただきたい。国大協は第三回目の報告の中で、教養審に対して国大協などから代表を送るという仕組みに変えてほしいという要請も出してありますので、その点にも注目をしていただきたいと思ひます。

最後は大学自身の反省でございます。これはたくさんございいます。大学自身がよい教師をつくりたいといふこと、そのことの工夫の中で大学がよくなつていくのだ、いい教師をつくるというそのことに即しての大学改革が大学自身をよくするのだ、こういう観点から大学自身が反省をしなければならぬ。

こういう三つの点を含めて考えましても、効果ある教員養成はなかなかむずかしいと思ひます。

○山田参考人 質問にお答えするといふ形だけでは答え得ないような、非常に根本にかかわる問題です。どうも答えられるかどうかわかりませんが、小学校教員の養成についての問題だと思ひます。

既設の大学でなせ小学校教員の専門的教育が十分でなかつたのかという問題ですが、私は、国大協の第三レポートでも触れておりますように、やはり大学自身、教員養成系大学学部が、いわゆる課程・学科目制自体がそうでなければ、中等学校教員養成を中心とするパターンになつていて、どうしてもそういう教育形態に傾斜しがちで、このことは文部省の方でも言つておられますけれども、それは事実でございまして、そのために、小学校教員をいかに養成するか、いかにすぐれた教師をつくるかといふことについて、この三十年の経験の中ではやはり弱かつた側面である、こういうふうに考えております。ただ、弱かつたには違ひないけれども、全然無視してきたのかといふと、そうではなくて、それぞれの大学がそれぞれの集団的な討議を通じて、どうしたらいい小学校教師をつくれるのだらうかといふことでの、ピーク制と言つておりますが、そういう努力とか、あるいは、先ほど大田先生のお話にありましたような、学制改革をも展望して、高学年の教科担任制を担う教師あるいは小学校の職場の中で教科の指導的教師を育てる、そういう含みを持って、つまり小学校の教師のあり方そのものを改めていくことへの展望も含んで、各大学で小学校教師の資質を高めるための努力はそれなりに続けられてきたといふ

ふうに私は理解しております。

そのときに、御指摘のありました教員免許制度がやはり一つの壁と申しますか、特に小学校教員の資質についての条件を規制している免許制度が一つの壁になつておることは事実であらう。つまり、余りにも多面的に、高等教育レベルで一人の人間が教養を受けなければならぬといふ、そういう無理が免許制度によつて規制されておるといふ、そういう側面はある。だけれども、これも必ずしも絶対的な規制ではなくて、そのことを踏まへながらも、各大学での自主的なカリキュラム構成、個々の授業内容の質的改善の努力は続けられてきた、こういうふうに考えております。

もう一つの、制度の問題ですけれども、私が先ほど指摘した点を御了解いただくには大変いろいろな説明が必要だと思ひますが、一つ一つの専門領域だけで比べたら、その専門領域の専門学部と比較しましたら、それはもうお話しにならないほど研究、教育の体制は弱いのでございまして。だけれども、それらを百科諸芸にわたつて抱えていくことを生かした整備の仕方、大学院づくりの仕方を既設の教育学系大学学部についてはどうして考えていただかないかと突破口は開けないんじやないか、こういうことを考えておるのでございまして。

○嶋崎委員 時間も迫つておりますので、最後に、先ほど須田先生の、昭和四十九年の大学院の設置基準の改定が大変大きな改革だったというお話を承りましたが、あの際、文教委員会でも私大分長い議論をいたしました。ただ、先ほどの発言でちよつと私が理解できなかったのは、四十九年の設置基準で改正をされたのは幾つございまして。たとえば学部を持たない大学院をつくる。それは連合大学院というタイプもあれば、共同利用研究所の上に独立大学院をつくるというタイプもあれば、また同時に、マスターコースを持たずにドクターだけのコースをつくるという場合もあれば、マスターだけをにつくるという場合もある。さわめて多様な道を開いたという意味では改革だったと思ひます。しかし、改革の根底にあるも

のは、学校教育法や国立学校設置法という法の仕組みで言われているように、学部を基礎にして大学院というものを考えるという基調は変わっていないと思います。そういう観点で、古く言えば昭和二十四年の大学基準協会にさかのぼりますけれども、大学設置基準の何条かにもありますように、学部と大学院の関係というものは明示されております。そういう意味で、確かに四十九年の大学設置基準は大学院のあり方について多様な道を切り開いたものであるということは認めますけれども、今度上越と兵庫にできます教員大学の学部と大学院は、そのような基本にある学部と大学院ではない。つまり、学部がしっかりした上に大学院ができる。学部教授会で、大学院は研究科委員会教授会ではない。あくまで学部というものを基礎にして考えて、その連合であったり、その上にドクターだけであったりする考え方が貴重なんじゃないか。そうしますと、今度の教員大学並びに大学院は、小学校の教師を養成する学校教育学部、大学院の方は中学から高等学校の教師たちが研修をするために入学できる制度、ここには連続性といえますか、積み上げがない。つまり積み木細工のような形で大学がつくられているという意味では、四十九年の設置基準を広く解釈して適用すればできないことはないが、理念からは少し外れた特殊な大学のつくり方だと私は思います。先ほど須田先生のおっしゃった観点から見ますと、四十九年の設置基準に基づいて普通の大学と同じようにできると判断してよろしいでしょうか。この点について最後に須田先生と大田先生のそれぞれの御意見を聞かしていただいて、私の質問を終わります。

これをつくって、そしてそれに見合った形で学部の方の教員構成あるいは教育研究組織をつくっていくというやり方もあるけれどもよろしいんじゃないか。これが全般に、それだからといってどれもこれもこれをやるとか、そういう意味合いではございませんけれども、やはり私、新しい改正にはなりましたその趣旨の中の一部分を生かしていま申したようなものをつくろうと思えばつくれるんじゃないか、こういうふうな考えております。

○大田参考人 すでに申し上げましたように、私はかなり異例の大学院のつくり方だというふうな思っております。特に、先ほど御指摘のとおりで、学部と大学院の目的というものが違うものの組み合わせのような印象を強ういたしております。こういう非常に異例なものもいろいろ数多く実験してみるといふのも結構でございますけれども、それをやるのであるならば、個々の大学が責任を持って大胆にやってみる。しかし、行政がそういう非常に大胆な従来の線から急に外れたような、そういうやり方をするというのはやはり適当ではないのではないかという印象を強く持っております。

○嶋崎委員 時間が参りました。どうもありがとうございます。

○唐沢委員長代理 有島重武君。

○有島委員 公明党・国民会議の有島でございます。きょうは諸先生方に大変貴重なお話、大変ありがとうございます。時間が限られておりますので、諸先生に項目だけかためて御質問申し上げます。順番に答えていただければよろしいと存じます。

当然のことでございますけれども、私たちの立場としても、既存の教員養成における制度的欠陥を明らかにして、これをどう改定していくかということ、それから財政的な欠如をどのくらい充足していくかということ、こういったことがこの法案の審議を契機としてひとつ明確にならない限り、軽々に賛成はできかねるというように私たちは思っているわけでございます。もう一つは、新

しい教員大学の構想のねらいというものを文部省側から言っているわけですが、この御議論はいままでもたくさんございましたけれども、こうしたものももう少し明確に、かつ、その構想に沿って今度の大学ないしは大学院の設置が本当に効果的に機能するかどうかというような点はやはり明らかにしなければならぬ、もう一つは、どんな新しい制度でも発足しちやたらとときにそこになんかの混乱を呼ぶわけでありまして、その混乱が、一時的に混乱するけれどもすぐに解消するものか、あるいは永続的にしこりを残すものであるのか、その辺のところも見届けたいと軽々に賛成はできない、そのような態度で私たちはおるわけでございます。

それで、大田先生に最初にお伺いしたいのでございますけれども、先ほどのお話の中に、既存の教員養成大学がしばしば軽視されているというようなことを言われたと思うのですけれども、このことをやや具体的に言っていたきたい。それから、須田先生に伺いたいことは、全国四十七の教育学部は課程制になっておる、研究的でないところに問題があるということ言われたと思いますけれども、教員養成のための学部だけにそういったことが顕著にあらわれておるのか。あるいは他学部もまた、現在の大学というものは何か小学校、中学校の延長のような様相が強く出ている、学究的なしは探求的な場所でないというような御批判を含んでいらっしゃるのか、特に教員養成のところはそれが強くあらわれているのか、その辺のところを伺いたい。

それから、須田先生にも一つでございますけれども、山口先生の御意見の中に、教員の人間的な一つの使命感、生きがいというような問題と同時に、学問に対する喜びを知ってもらって、おおく、そういうことが大切なんじゃないかというふうなお話もございましたけれども、そういうことはまたどの関連で仰せられたのか、その辺のところを少し詳しく教えてください。

それから、西先生に承りたいのは、西先生は東

京大学の教養学部の教授をしていらつしやると承っているわけですが、特に教員養成のための語学の教え方というものがあのかどうか。語学の教え方を教えていくという意識はありますが、方法といえますか、そういったものがあるにしろないにしろか。だとすれば、教員養成のための語学というように、他の学部に籍を置きながら教員の資格を取ろうとしている学生さん方は教員養成の学部の方の語学のやり方、学部間の単位の互換というように学びに来るべきじゃないかというふうな、私は先ほどお話を承りながらそんなことを考えていたわけなんです。

それから、やや外れるかと思いますが、基礎的な語学力というものは大学の中に抱え込んでいかなければならぬものか、あるいは大学以外のところでこれを修得してきてもらうというふうにする方が今後望ましいのではないかと。たとえば高校課程でもしっかりとマスターしてもらっていることになっているわけではございますけれども、にもかかわらず、大学の教養学部あるいは大学の中で語学というのをもう一遍やっているわけですね。それを、私どもの考え方で、専門の外国語学校というのをもう外につくってしまつて、そこでもって基礎的なものは修得してもらう。大学にきてやる語学というのはやはりもう少し目的のはっきりした語学をやっていくべきではないかというふうなことを常々私たち考えもし、主張もしているものですから、西先生に対する御質問はそんなような意味からの質問であります。

それから、西先生が最後におっしゃった基礎的な教育マナーといいますが、学校におけるマナーというものがいま欠落しているということをおっしゃったけれども、これについて、先生は、そうした教育のマナーというものを教員養成の過程においてマスターさせた方がいいというふうにお考えなんですか。あるいは、欠落している、そういった認識はみんなにあると思うのですけれども、それは学校内で、就職して、校長さんなり先

それと、もう一つは、いわゆる内地留学というふう言われているのだそうだけれども、半年だとか一年だとか、大学の学部に行つて勉強して

以上、すつと、べたべたと言いましたけれども、よろしくお願いいたします。

○大田参考人 私には、既存の大学というものが、格差があるというのですか、軽視と言われましたか。(有島委員「はい」と呼ぶ) 軽視されているという言葉を私が使ったかどうかはともかく、おっしゃるような事実というものです。頭に出てまいりますのは、たとえば教員養成系大学について言いますとその課程・学科目制の問題などがすぐ

そういう意味におきまして、こういうところを直さずにおいて別のところで何かやってみても、いい教師ができるという保証はないのではないかと考えられるほどでございます。そして、いま現在そういう教員養成に当たっておられる四年制の大学なら四年制大学で、一つの学問なら学問をしつかりやられて、四年の後で一年ぐらい集中的に教師としての職能的勉強をなさるというような組み合わせの実験も緻密に組んでやってみる。いまの別科とか専攻科というような形じゃなくて、もっと本格的に、四年制の段階ではある学問というものをかなり身につける、そして最後に教師に

前にも申しましたように、よく比較されますのは医学部の教育との比較でございますけれども、医学部の教育では、医学の教育と医療の教育とは一応別個になっているわけでございます。この上うな形で医療というものまでも、すなわち個々々の生徒の教育というものまでも抱え込む限りにおいては、いまのような形でなく、少なくとも医学部程度の助手をつけることがまず先決だと私は思っております。医学部では、教授一人に対して助手

昭和五十三年四月七日

は四・二七という数でございいます。教育系の大学ですと、修士課程を持っている二つの大学でも助手の比は〇・二四でございいますし、六つの教育系の大学では〇・一六でございいます。そのほかの大学ですと低いのもございまして、これを上げませんと……。助手というものがいて、そしてここに入ってまいります学生と教授との間にあって実践をやっているかなければならない教育学においては、まずこの点を直すことが大学院問題とは別個に必要なことである。

そして、大学院というものは、先ほどお尋ねにありましたように、こここそ学問に対する善癖というものを味わわせる場所ではないかという。ですから、私は前にも申しましたように、現職教育という方々で新しい大学院をつくるならば、それはつくるべきではない。ここはやはり、いま申しましたように、学問の実際に触れて、そして学問の善癖というものを味わう、あるいはまた別の言葉で申しますならば、その人間が自分をよく見詰めて、そして自分の中に残っている、あるいはそこで形成される核は一体何であるのかということの二年の間にやって、そしてそういう核を、中心を持った学生がほかの教科をそれを中心として結びつけるような、そういういわゆるクロスディシプリンと呼ばれるような形の教育が行われなければならない。ただ教科が多いからといってパラレルにこれを並べただけでは決して統合はされない。ですから、修士課程においては、どこの修士課程もやはり自分を見詰めるということが一番大切な共通のものであるし、この教育学部においても、教育学部の修士課程においてもそういうものができなければならない、そんなふうにしておりまう。

大変舌足らずな面もございいますが、お答えになりますか。

○西参考人 私への御質問は大変またむずかしい問題で、ちよつと答えにくいことがたくさんございいます。

私は、さつきからお話に出ておりますところの

異例の大学院に属してございまして、私は教養学部の比較文学、比較文化という大学院に属してございいます。これは全く学部がないところでありまして、こういう異例の大学院が許された、そしておもしろい研究をする学生をたくさん収容しているのを大変うれいと思っております。余り大学院を旧来の大学院と考える必要はないんじゃないかというふうに自分でも考えております。

そこで、比較文学及び比較文化というのは非常に語学を必要といたします。これはとにかく比較するのでございいますから、日本文学とドイツ文学、あるいはドイツ文学と英文学、ドイツ文学とフランス文学というふうな、でありますから最低二カ国語は絶対これが必要といたしますので、非常に語学を鍛えますし、比較を出した学生は大体において高等学校の語学の先生に就職しているのが多いとございいます。

それで御質問では、ちよつと私、頭が悪いのでわかりにくかったところがありまうけれども、大学の中に抱え込むべきかということとございいます。が、教員養成のためというものは現在のところは英語ということになると思うのですが、これは必ずしも大学だけで十全のものは、これは高等学校教員及び中等学校教員の英語の先生ですが、ちよつとむずかしいんじゃないか。だから、いまおっしゃいました目的のはっきりした語学というのは私は賛成でございまして、目的がどういう目的か私にはわかりませんが、中学あるいは高等学校で教えるという目的を意識した教育は今後あつてよろしいんじゃないかと思ひます。

それから、第二点だと思ひますが、現在の語学全般について申しますと、これは私の個人的な考えですけれども、必ずしも大学で二カ国語をやる必要があるかどうかというところは、学科、学部によつて柔軟性があつていいんじゃないかと思ひております。たとえば、私は農学部ドイツ語なんかを教えることがありますけれども、自分で教えるが、農学部の学生に、果たしてドイツの農業が日本の農業に何か影響を与えているかどうか

なんて考えますと実に奇妙な意識を抱くことがあるからで。これは話がちよつと横道にそれました。

それから、基礎的な教育マナーの問題でございまして、これにつきまして教員養成の過程で教えるべきかどうか。確かにこの問題は重大でございまして、私はさつき非常に簡単な例を挙げましたもので、私から、何だ、その程度なら教えられるんじゃないかというふうな誤解されたのはこれは私の至らぬところとございまして、確かに、私もあつたところ、先生方の集まりでこのことを力説したことがあります。そうしたら、その聴講の先生から長い手紙が来て、先生の言うのは全くもつともであるけれども、一体、同僚や先輩が教えられるか。第一、人が授業をやっているときにこれも授業をやっているんだ、そういう現実において、今他人の授業をのぞいたりなんかすることが果たして昔ほどいいかどうか。なぞむずかしくなつたかという、昔は師範の人たちは先輩、後輩の意識でかなり結ばれていたところがあります。ですから、先輩から怒られても「はい」で済んだのです。が、このごろはなかなかそうはまいらなくなつてきた、そういうことも一つある。第二は、こう言つたらここにいらつしやる校長先生にさわるかもしれないませんが、校長先生もまたちよつと言いくくなつてきています。また指導主事も言いくくなつてきています。やたらに教室をのぞいたりなんかすると怒られちゃうということもあります。そういう意味で、たとえば、御反対の方もいらつしやるかと思ひますけれども、主任制度なんというものが構想されたのも、そういう教育指導ということが欠けているという点が考慮されたのじやなからうかしらというふうな私どもは考えております。

そういうわけで、非常に細かいことぐらゐのマナーでしたらそれはお互いに言いやすいということとがあるかもしれないけれども、やはり根本的な問題はちゃんと教えるべきではないだろうかというのが私の素人考えでございまして、それで、研修というのを私やたらに強調しますので何か悪い

い印象を与えるかもしれませんが、そうではございませんで、教育こそまさに理論的な深さと実践が非常に密接に結びついたものだという意味で研修を強調しているだけでございいます。

○藤本参考人 質問の第一は、教員養成の上の素地となり得るということについての確証があるかと、大変むずかしい問題でございまして、確証となりまして、私もそういう確証まではつきりつかんでおるわけじやありませんで、一つの専門領域に精通するということは教師として非常に大事なことでございまして、小学校の教師はそれだけではりつぱな教師とは言えないと思うのです。と申しますのは、学習指導のむずかしさというのは、小学校の段階ではその内容以上に、その指導課程なり教材研究なり、児童の発達段階あるいは児童理解ということに問題があるわけとございいます。そういう点から言つと、現場を経験した教師が大学院へ行つて、さらにそういう児童理解なり教育課程なり、あるいは指導技術というものをより深めて帰つてくるのが現場において大いに裨益するところじやないか。またさらに専門領域について詳しい教師が出てくることによつて、校内における校内研修等のリーダーになつて、校内の研究を高めていくという上に大いに効果があるのじやないかというふうに考えております。

それから二番目の、現職の教師の研修について、喜んで出ているかということとございましてけれども、これは東京都の例で申し上げますと、都立教育研究所で研修をやっておりますが、これに対する私の学校などの希望者はかなり多いわけですが、ところが、希望があつてもそれだけの収容能力がないためにやむを得ずその年は行けないという教師が何人も出ておまして、これは私の学校だけではなくて、都内各学校において見られる姿だと思ひます。そのほか、教師の研修は、研究団体の研修とか市町村教育委員会の行つてゐる研修とか、たくさんございまして、いずれも希望はかなりあるということをお申し上げておきたいと思ひま

す。それから内地留学制度については、まだ私の学校で最近経験をした教員はおりませんけれども、これも希望者が非常に多いわけです。東京都の教育委員会としては希望の中からすくって出しておられます。先ほどもちよつと触れましたけれども、一年間、東京都は長い方だと思ふのですが、一年間のために、研究に取り組んでこれからというところでもう期限が来まして。非常に残念ながら、もう半年なり一年、せめて一年あれば研究が実るといふ段階で大概出てしまわなくてはならない。まして半年のものについてはそういう度合いがさらに強いのではないかと思います。

以上でございます。

○山口参考人 二点お答えいたします。一つは教員の資質向上の問題でございますが、最初に中村先生から御意見がありましたように、戦後の教員養成大学になりまして世間では言われているようにございすが、戦後は大分違ひまして、私も大学教師がびくびくするほどの学生や若い教師は視野が広いのです。問題は、専門職としての教師としての基礎的、基本的な知識の訓練、修得が非常にいかにしろにされている。この点を何とか改めていかなければならないのじゃないか、こういうふうに思ひます。それは、現在給与が座布団式に積み重ねられた横割りになっておりますけれども、教師の中には、一生、校長や教頭にならなくてもいい、子供がかいいてしょうがない、教室で授業をすることがもう生きがいなんだというタイプと、それから教頭、校長のように大変管理運営に向いてる方と、そして研究が好きで人と、三つありますから、縦割り三本立てぐらいはひとつ考えていただきたい、こういうふうに思ひます。そうしますと、今度でございます新しい教員養成大学の性格は、ざっと伺っただけでございすが、将来の予想としましては、その研究型、授業研究のベテランがそこで育てて、現場に戻って、同僚教師をそういう面でリードする、あるいは貢献することになるの

ではないか、こういうふうには私は感じます。

それから第二点の、小学校教員は、中学校教員もそうでございますが、私は、名門の大学を出ているとか、学歴がいいとか、いい資格を持つているとか、そういうことよりも、初等中等の教員の一番大事なことは何といつても神経質でないことだと思ひます。神経質な教師はやはりだめです。それから魅力のない教師はだめです。子供たちが絶対ついていきません。そういう意味で、大変むずかしい、制度化なんかはとてできないような、いわば人格形成、先生のおっしゃる教育愛、使命感、こういうものを何とかつくっていききたい。これは立法府で立法なさる場合、行政当局が行政施策を施される場合のいわば根本に、いつもその問題を、なかなか明確にはできませんが、その問題をひとつ腹の中に置いて施策や立法をお進めいただきたいというふうにはお願いいたします。

最後に、特殊教育、養護学校の経験を教育の原点としてすべてに経験させろということになりませんが、これは制度上直ちにということとはなかなかできないと思ひますが、この問題もまた、五十四年養護学校義務化を迎えておりますので、そういう姿勢で、国民全体がそういう気持ちで、日本の教員の資質向上の一つの重要な手がかりとして進めていただくような世論を起していただきたい、こういうことでございします。

○山田参考人 特に御質問がなかったと思ひますけれども、簡単に申し上げます。

第一に、最初お話のあった既設大学の制度的欠陥を改めることを並行的に検討することを強調したと思ひますが、私が意見を申し述べたことと全く一致する点であります。その際、須田先生がおっしゃった、教育学部の充実を前提とするということはもとよりですけれども、私は、大学院設置ということに限って言えば、先ほどから申し上げておりますように、教育学部の大学院の審査方針を、レベルを下げるのではないけれども、よほど柔軟なものにしていただくことが非常に大事ではないかと考えます。

第二に、新大学が効果的に機能するであろうか。効果という問題にお答えするのではありませんが、もし現職教育の機会が新大学等に限られていくということになりますと、新大学の修了者に目に見えた特別の処遇をしなくても、教育の現場に帰ったときに彼らと与える影響ははなはだ大きいものがある。そういう観点でも、既設大学の同時整備が伴わないと混乱があるのではないかと、こういう点を考えます。

第三に、教育実習の意義や、特殊教育の場を踏ませることの意義については御指摘のとおりでありまして、具体的な教育現実をさまざまな形で大学の学問探求と結合させていくということについては、既存の大学でも自主的にさまざまな形で努力してきております。

○有島委員 ありがとうございます。

○唐沢委員長代理 曾祿益君。

○曾祿益委員 本日は諸先生、本当にお忙しいところ、貴重なお話をいただきましてありがとうございます。若干、自分の見解を交えながらさらに伺いたいと思ひます。

(唐沢委員長代理退席、藤波委員長代理着席)

私は一昨日の文教委員会の本法案の質疑の際に文部大臣にも申し上げたのですが、今回の法律改正による上越並びに兵庫の教員大学並びに教育の修士課程の大学院設置に、私は一概に反対ではない、いろいろなアプローチがありますから。日本の戦後三十年の学校、そこには開放的な点もあるし、まだ整理が十分にできていない点もある、したがって私は、一つの先導的試行みたいなものかもしれないので、こういうものをやってみるのに一概に反対はできないような気がいたします。

しかし、文部省にも言ったのでありますけれども、どうも文部省の大学問題あるいは学校の先生の新しいことはやるけれども、一番大きな大部隊

の方はいささかほったらかしているというくらいがあるのではないかと。そういう意味で、特に今日の御意見は、六人の先生方の中で大体二つに分けるならば、教育関係の大学のあり方としてこういうふうな、ばかんと、と言つては悪いかもしれぬけれども、教員養成のための学部とそれから大学院を持った新しい大学をつくる前に、全体の教育大学の学部と修士課程とのあり方を考えた方がいいのではないかと。程度の差こそあれ、やや批判的な方々、それは主として大体大学の方々ですね。もう一つの方々は、小学校等のレベル、現実から見ても、むしろいまの教員の養成、資格等の問題から見ての御注文、こういうふうに分けられるのではないかと申すのです。西先生の場合は大学であるけれども、御家庭の構成等からいって、大学の先生ばかりではなくて、御家族の多くの方が教職をなさつておられたり、また広い意味での国民的な、親御さんの視野からも物を見たお考えのように伺つたわけです。

そこで、若干のアプローチの違いはあるけれども、大田先生、須田先生、山田さんのお話の中にも、特に大田、須田両先生の場合には、表現の若干の違いがあつても、やはり先生たる者は学者としての研究心というか魂というか、こういうものを持つていなければならぬ。私は全くそうだと思ふのです。この点は、小学校の先生を主に考えていられる藤本先生や山口先生でも同じだと思ふのです。むしろ、ばくらの旧制の師範学校の先生たちに教わつた方ですけれども、昔の先生は魂を持つていたですね。それは全部が研究家として学者の魂かどうか知らないが、学問に対する情熱と、人となりのすぐれた影響力というものは大きかったです。ですから、別に養成の方からいってあるいは免許の方からいって、教えるテクニクを無視してはいかぬ、そういう方面の修得をせよとわなければいけない点はわかるけれども、基本として、特に大学院に関してはなおさらのこと、ディシプリンを越えたような自分の学というものを

教える先生としても実は足りないのだ、こういう意味のお考えについては、私は、大田先生、須田先生と全く同感でございます。だから私は、実務家的な家庭の親の希望を直接に受ける政治家的立場から見ますと、学校で教わる生徒の立場、それを持つて親の立場からいって、日本の先生、特に幼稚園、小学校の先生の質の問題、それに対する教養、養成、それから資格認定あるいは実習等々考えると、これは開放はいったって無責任じゃないか。いささかケオスという感じがしてならないのです。だから、こういうふうな開放した方がいいけれども、やはり一つの先導的試行でいいものをつくって影響を与えていって、内容をよくしていくということも私は非常に必要なんじゃないかと思うのです。

特に私が指摘したいのは、何と云っても小学校、幼稚園の先生こそ本当にもっとも勉強してもらいたい。資格を与えるについても、いままでやってしまったことを全部否定するわけではありませんが、開放はいけれども、個人が方々に行つて単位をばらばら取つてきてということでは本当はいけないのではないかと。もうそろそろ教育専門大学という、言葉は悪いかもしれないが、教育系大学でインテンシブに、むしろ自分の好きこのみもあるでしょうけれども、必要な単位を修得するという行き方ですね。あちこちから一つ一つ単位を持つてきて、それで単位を埋めていくというだけでは、だめとは言いませんけれども、これはやむを得ない臨時の体制であつて、そういうものは、国の立場からいって、国会の立場からいって、それは何も官憲とか行政機関というのじやありませんよ、学校のシステムの今後あるべきことを考える政治の立場からいっても国民の立場からいっても、もっと整理して、もっとしっかりしたパターンにだんだんレベルアップして、それを統一といひますか、必要なパターンにどんどん入れていかなければいけないのではないかと。その場合にも一つ私は非常に問題になると思うのは実習。ですから履修の単位も果たしてあれでいいのかという

ことも問題になる。

（藤波委員長代理退席、委員長着席）

第三の問題は、これは先ほどの、魂と人となりが必要であると同時に、教えるのはやはりテクニクですから、教えるテクニクというものはやはり何といつても必要です。これはテクニクと言つてはいけません。だけではありません。しかし、本当に教えてみて、余りにも実習というものが低く見られ過ぎているのではないかと。幼稚園、小学校で四週間ですか、中学校、高校で二週間。しかもその二週間たるや自分の母校へ行つて適当に参観してきたらいい、そう言つては悪いけれども、そういうくらいのもので済んでしまふと、言われているのです。そんなことでよからうはずはない。もっともその程度だつたら恐らく各教育委員会が選考の際に必ずしも丸をつけないでしよう。十七万人のいわゆる資格はあるけれども、採用される者は四万人、おのずとそこに入らなかつてゐることは認めますけれども、それで制度的にいいということではない。まことにお粗末だ、全くアトラシムですね。それではいけないので、特に実習というものにもっと重きを置いて、これは厳重に、と言つては悪いですが、本当に実習をやらせる。

そうなつてくると、少なくとも教育系の大学でびしつとやるということも関連はしてきまふけれども、学芸大学の付属小学校には、有名校扱いで子供がたくさん受けるが、どう選抜したいのかということをやつてゐるが、それ以外は実習の協力校がほとんどなくて困つてゐるといふような状態、これは一日も放置できないと思ひますね。教育系の上積み、りつぱな将来の小学校の先生を養成するための修士課程、結構ですよ、それは大いにやらなければならぬ。しかし、この資格付与なり試験等のことをほつておいていいはずはない。先ほど、たしか西先生のお言葉だったかと思ひますけれども、一遍資格を得ても、三年か五年目に資格審査をする。その間は必ず研修させてあげる、そういう機会を与えるけれども、資

格の検定は三年、五年ごとにやる。これは安全ドラッグのためのドライバーのあれと同じことで、必要欠くべからざるのだと思ふのです。安易な言つていくくらいの実習がほとんどで、やつたかやらないかわからないで先生としての道につけていいというのは、やはりわれわれの責任としては、国民に對し、父母に對して申しわけない感じがいたすわけでありませう。

もう一つ、これも一昨日、私、うちで大変恐縮だつたけれども、私が若いときにフランスの大学に一年ばかり行つたことがあるのですけれども、そのときの経験からいって、何しろ学校の先生というものは、もっともこれはどの程度だかはわかりませんが、必ずしも小学校ではなく、リセクラスの先生かもしれないが、これは普通の大学卒業生じゃないのです。いわゆるフランスのグラゼコールを卒業して、エコール・ノルマン・ジュベリウールの三つのグランゼコールの一つに、要するにノルマリアンが、だからドクトゥールじゃない、もう一つアグレジュの資格を取つた人くらいが、恐らくこれはリセの先生だと思ふのですけれども、もう少し、下級の学校の方じゃないかもしれないが、そのくらい、本当のフランス人の何というか花の資格の人が教師になる。それでもやはり、六八年でしたか、パリの大学紛争が起ることもあったけれども、いづれにしても、それくらい先生の位置というものは、学園のレベルにおいても、それから国民の何といひますかその人に対する評価においても、非常に高いものだということを教へられた経験もあるわけですね。

以上のような見地から、やはり日本の教育の現状から見て、文部省の今度のこの企図は私は滑り出させていいと思ふのですけれども、そうだとすれば、一般の教育系大学がこのままでいいということにならないし、ことに幼・小を中心として、まずそこに重点を置いた学校の先生の養成に関する改善をすべきことをとら、一つ一つ手をつけていかなければいかぬような気がいたします。

質問の前に自分の意見を申し上げて大変恐縮でございますけれども、恐れ入りますけれども私の方からお願ひした関係もあるのでも西先生から先にお答え願ひますでしょうか。いま申し上げましたこと、よろしくございませうか。それから大田先生、須田先生、藤本先生、山口先生、山田先生、御感想でも結構でございますけれども、お願いいたします。

○西参考人 ただ傾聴しております、これでお返事したいと思ひますが、全く賛成でございます。

○曾根委員 先生、伺つたのですよ。ことに養成に關して、時間の問題ばかりじゃないけれども、資格付与に關する条件等についてももう少しきちんとした、厳しいといひますが、条件をつけないわけにはいかないか。あるいは免許を三年、五年ぐらゐで更新すべきだといふようなことについて、先生の御意見を伺ひたい。

○西参考人 全くお説のとおりだと思ひますけれども、非常にむずかしい問題だと思ひますし、特に私がまるで、これを誤解されると困るのですが、短期大学の学生諸君の教員免許状が少しいかに短くなんといふことを言ひましたけれども、これを短期大学から取り上げるとか何とかといふことになりまして、これは医師税制の改正と同じくらいで、文部大臣の首の一つや二つは飛ぶんじゃないかと思ひますので、長い——長いと言つてそうゆつくりもしてゐられないかもしれないが、皆さん方でお出くださつて、改正の方向に行ければなお結構だと思ひますが、私としてもなかなかむずかしいのじやないか、そういう感じしかいまは持つておりません。

○大田参考人 賛成を申し上げる部分も大いにあります、ちよつと一つだけ申しますと、ドライバにたとえてのお話でございます。教育をする教師といふのは、人生と学園に對する問いをいつも持ち続けなければならぬ。しかも新鮮な問いを持ち続けなければならぬ。そういう新鮮な問いを維持することが絶対不可欠な条件であ

るような教師に、三年ごとにどの程度のあれだというふうな形ではかたていくというのは非常にむずかしいのではないかと。そうではなくて、むしろ教師が生きていけるような条件をつくるというところに国民全体が関心を持たなくては解決がつかない問題だろう、これが私の見解なんです。

○須田参考人 私もただ拝聴しておりましたので、余りまとまったことを申せなかつたかもしれませんけれども、感想を私一つ申し上げますと、いまの教育学部の現状を、そんなにたくさん知ってゐるわけではないのですが、見ておきますと、日本人は大変勤勉でございまして、取れるものならどんな免許でも取つてしまおうということがいまの教育学部の先生づくりをある面で混乱させているのじやないか。小学校課程に入りながら、中学校の教師の資格も何の教師もというので学校の中を飛び歩いている。これでは自分を見詰める時間がない。だから、むしろその面での指導というものが大学でもっとあつてしかるべきじやないか、このことが一つでございまして。

それから、いままでの教育学部の状況を見ておきますと、どの学部でもその学部の後継者というものはその学部がつくつております。ところが教育学部に関しては、これは最初は教育学部が師範学校から脱皮をいたしまして、いままでは学問をやらなかつたから学問をやらないといふことをさんざん言われて、そしてその学問をやる人というのは師範学校にいないからというので、専門の教育学を修めた方あるいはほかの学部の方が来て一生懸命やつておられる、そういう状況がありますために、そこで後継者を養つていくといふことよりも、何かここには追いつておられなような状況がある。ところがいまになって、そんなに専門を深くやらなかつた方がいいのだから、一般を広くやつたり実践をやらなければいけないといふように周りに責めるのは私は大変気の毒なような気がする。もう少し教育学部が落ちついて自分の後継者を自分の手で養成できるような、そ

ういうゆとりを先生方の方も持つ。学生もいま申しましたように自分をよく見詰めて一つの道へ進むような、そういうことができたと思ひます。

○藤本参考人 私も自分のところへ質問の矢が飛んでくるとは思つておりませんでしたので驚いたわけでございますが、私が先ほど申し上げましたことについて舌足らずの点があつたように思うわけでございます。それは、小学校の教師だから学問的なものは浅くてもいいのだといふことは決して申し上げてゐるわけではございませんでして、それも先生がおっしゃる通りに深くなければならぬといふ前提のもとに、さらに小学校では児童理解とか教育技術といふようなものが特別に必要なんだ、中学、高校と違ふ大事な点じやないかといふことで、先生のお説とその点は全く一致しておりますので……。

以上でございます。

○山口参考人 曾祿先生から御指摘いただきました社会的信用を高めなければいけません、国民的な信用を高めなければいけません、同感でございます。それは、実は四年前に文部省の海外教育事情視察団の団長を仰せつかりまして、一カ月でございしますが、そのうちポーランドに一週間、それからオランダに一週間、つづきに見てまいりました。ポーランドでは、十年教師、それから二十年たつた場合に、優秀な教員には何千ズロチという報償制度をとつておりました。それからソビエトは、モスクワに三日間しかおりませんでしたので文献で知るだけでございしますが、勲章制度をとつております。日本にはこれはとても私はなじまないとと思ひます。ところが日本は何をやつてきたかといひますと、高度経済成長時代からずっと金で始末をつけてきたと思ひます。金で始末をつけるのではなく、石油ショック以来転換点に立つておりますので、先生のおっしゃる国民的な信用、社会的な信用を高める、それに生きがいを設けるべきだと思ひます。学校の社会、教員社会といひますのは大変狭くて、ピラミッド型になっております。

して、先ほど中途半端に申しましたが、三本立て給与案といふようなことを私が考えますのは、差をつけたい。授業が熱心な先生、授業のうまい先生、管理運営にたけた先生、研究職、これをみんな平等にしただけじゃいけません、こういう考えでございます。

以上でございます。

○曾祿委員 実習について何かございせんか。実は、これも私の過去のあれで恐縮なんですけれども、あなたの小学校の生徒をやつていたのです。その時分にはむろん青山師範と言つたんですが、その付属小学校の生徒ですね。それで先生といひましたね、いまでも先生といふのですかね、学校を卒業をしてこれからもう教師になるといふような人が、あれは何週間ですかね、少なくとも私は二週間や三週間ではなかつたと思うのですけれども、本当に教師対生徒といふ関係ができるくらいみっちり教え、教えられたものですよね。それは全部それをやれといふのは無理かもしれないが、少なくとも自分の学校で参観してこれで済ませたといふようなことは断じてあつてはならないわけ、実習を通じて子供と触れ合う。学問も大切だけれども、特に初等教育の先生たる者が実践に入るすぐ前の実習といふのは、そのぐらいやはり時間もかけるということが必要だと思ふのです。その点、加えてお答え願ひます。

○山口参考人 師範時代は、聞くところでございますと二カ月ぐらひやつておるようでございします。現在は東京学芸大学は、一般、全国的なレベルから見ても大変充実しております。中身としては、先生おっしゃるとおり教育実習生、教生が指導の先生、指導教官と一生つき合うようでございます。感激の手紙もよくございします。それで学生に申しますことは、やはり実力をつけることが第一だ。基礎的、基本的な知識、指導要領に言われている程度の問題は確実に自分で間違ひなく実力をつける。その間に指導教官との間の人間的な触れ合いが一生続くような方向で進めていきたい。教育実習はそういうふうな考えでおります。

○山田参考人 それでは一言申し上げます。

自分の学問を持つてゐることが大切である、初等教育の教師こそ勉強してもらいたい、こういうお話、強調されましたが、そのお話を聞きながら、私、別に用意した資料に、古い資料なんです、大正十三年の文政審議会でも沢柳政太郎博士が、「小児ノ病氣ヲ治ス所ノ医者ハハイ加減ノ考テ宜イト云フコトノ言ヘナイト同ジヤウニ、此小学ノ幼年級ヲ担任スル所ノ教師ハ如何ナル学力ガアツテモ如何ナル素養ガアツテモ決シテ有ルナドト云フコトハ言ヘナイ」といふ主張をされているのを思い出しております。

二つ目に、実習の意義を強調されましたが、その重きを置くといふことをどういふふうにするか、それが問題であらうと思ひます。特に現在、実習校の確保とかいろいろ困難な問題を抱えている中で、時間を長くかけるといふことだけが問題なのではなくて、集中実習以外にも、たとえば教科教育、教育科学をこの教育実践とできるだけ結びつけたものにしていくとか、そういうことについて多数の教育学部が探求し、かつ悩んでいるといふのが現状であるといふふうに私は考えております。

以上です。

○曾祿委員 どうもありがとうございました。

○菅波委員 山原健二郎君。

○山原委員 日本共産党の山原健二郎です。きょうは六人の先生方に大変遅くまで御教示をいただきまして、ありがとうございます。

私の質問は二、三の点についてお伺ひするわけですが、一つは須田先生に對しまして、先生の方で出されました教員養成大学の大学院の問題についてというメモでございしますけれども、これは須田先生の私案といふことで確認をしてよろしいでしょうか。

○須田参考人 教員養成制度特別委員会の委員長としての見解と、こう御理解いただいて結構でございます。

○山原委員 そうしますと、委員長の私見という

ことになるわけですね。

○須田参考人 それで結構でございます。

○山原委員 「説明メモ」となっておりますが、この説明はどこに向かつて説明をするのでしょうか。また、それはすでに行われたと判断をしてよろしいのでしょうか。

○須田参考人 教員大学及びその大学院については、従来いろいろな御意見もあり、それから問題点もありましたので、そして国大協もまたこれに對する一つの懸念を持っておりますので、そういうことに対する事情をどこかで委員会としてはなるべく早く出しておいた方がいいというのが、これは私個人の考えでございます。出せば必ず議論が起こってくるであろう。そういう考え方は少しいけないかもしれませんが、ただこのまま総会まで待つて云々ということよりも、一つの見解を文部省が示した段階で、その見解に関連して私は答える形で、私のと申しますよりも、委員会の見解を述べておいた方がいいという議論の材料になつて、事は次第に深まってくるのではないかと、私自身はそう考へて、そうして何か発表の場を求めたのでございますが、私自身そういう発表手段を持つておりませんが、養成課の方にお願ひして、文部省関係の、つまり文教関係のことに御理解の深い記者の方にお会いしてこういうことを申してみたいということで、私から申して設定してもらつたものでございます。ですから、記者に話したのとはございませうけれども、私はやはり、開かれた大学をつくりたいということ、国民の一人一人がそれを知ることから始めなければならぬと思ひますので、そこで新聞記者にこのようなことを申したわけでございます。

○山原委員 そのお気持ちはわかりますし、またそのことによつて多くの意見が出てくるということとを期待された特別委員会の委員長としてのお気持ちはわかるわけでございますが、それがそれでは国大協の意思として確定をされていく、あるいは須田先生の委員長としてのこの御意見がそのまゝ受け入れられるかもしれませんし、またそれに

對していろいろな意見が出てくるかもしれませんが、国大協としての一定の意思統一の道行きといひますが、大体いつごろまでにそういうものができ上がるか、その辺の見通しをお聞かせいただきたいのです。

○須田参考人 先ほどもちよつと申し上げましたように、四月十八日でございますが、委員会を開くことを設定いたしましたのは、国会の審議があるいはそのくらいのもところに、私なりに考えまして、終わるのかもしれない。そこで、どういふ御議論が出るかによつて、それを踏まえて私どももまた審議をしてまいりたい、こういうようなことで一応日は設定したわけでございます。それで、いまいろいろ御審議の様子も私承りましたので、これはその委員会に諮りまして、このままの形で總會に諮つて皆さんの御賛同を得るものとは私は思つておりませんが、委員会としての見解を出していただき、その委員会としての見解を出していただきますのはいろいろな国立大学の御意見を集約して、そして委員会を取りまとめることもしながら委員会としての結論を出し、間に合えば總會に諮つて、そして国大協の一般の意見にしまゐりたいというふうに思つております。

○山原委員 大変恐縮でございますけれども、国大協としましては、一月二十日にこの委員長さんのメモが出ました。いまお話しのように、このメモが一般的には、新聞記者の方に発表されたわけですが、ここで国大協のいままでの懸念が、単に委員長さんの懸念が晴れるということだけでなくて、国大協としての態度がここで評価の方向に変わったという時期、それが一月二十日、しかも国会には予算が提出される時期、またそれが文部省からの法案提出の一つのきつかけになつてゐるのではないかと申すことで、私どもそういう意味ではいささか面食らうと申しますか、非常にその辺の動きというものについて懸念をしたわけですね。一般的に民主主義の原則から言ひますならば、特別委員長には多くの権限が与え

られておるかもしれませんが、しかし、特別委員会というものが存在する以上、その合意なしにこういうメモが新聞記者に配られて、それが法案提出のきつかけになる、あるいは国会における審議促進の要因となるということになりますと、大変私どもとしては不愉快な思いがするわけでございますけれども、率直にお尋ねしますが、そういう点ではどういふ御判断をされたのでしょうか。

○須田参考人 大変申しわけないのですが、私、余り国会の事情をつぶさに存じませんので、どういふ手続でこの法案がいつごろどういふふうにかかるといふことを実はよく知りていなかったわけでございます。そこでそういうような効果をねらつたものではございません。

○山原委員 恐らくそういうお気持ちではなかつたと思ひますので、それ以上この問題を申し上げませんが、もう一つは、いままで管理運営の面につきましてもさまざまな点で、たとえば中教審で言われましたような上級教員をつくるかといふような懸念に對してもずっと長い期間にわたつて批判をしてこられた国大協が、この時点で評価といふふうには委員長がお変わりになるには、文部省から、先ほどもお話しがありましたように資料が提出をされたといふことでございませうが、その資料、実はさう私どもは文部省からいただいたわけでございます。この資料と、私どもが国会として文部省からいただいた資料との間にはかなり重要な部分で食い違ひがあるのです。たとえば、現職教員がこの新構想大学を受験します場合に、願書提出に當つて教育委員会の同意が必要であるといふのは、皆さんにお配りになったこの資料の中にはございませう。それが出てくるわけですが、この間に委員長さんの方には、こういう教育委員会の同意が必要であるなどということが説明をされたのでしょうか。少なくとも文章上はないのですが、その辺の真相はどんなになつておつたのか、お伺ひしたいのです。

○須田参考人 ただいまの御質問の点でございませうが、特別委員会といたしましても、いま御指摘

いただきました管理運営の面であるとか入試に關しましてはやはり関心を非常に強く持つております。そこで、文部省からこの資料に基づきまして説明を受けた後に委員あるいは委員長から質問をいたしました。

それで、いまお尋ねの入學手続と申しますか、入學試験についての点でございませうが、この点だけについてそのときのいきさつを申しますと、説明がありました後に質問が委員の中から出まして、そうしていろいろな点が確認されていったわけでございます。たとえば推薦入學については現在のところ準備室では考へていない。特別に配慮するといふのは、單なる学力試験だけをやって人を入れるのじゃない。これは非常によくわかるわけでございます。いまの大学でも修士、博士の入學試験といふものは單なるペーパー試験ではないのは御存じのとおりでございます。そういうような話もございまして、しかし、何といつても從來からこの大学の受験その他についての方法が人事管理につながる面があるのではないかといふ危惧が非常に強いので、それがないといふことをここで明確に示してもらふ必要がある。細かいことよりも、そういうことを考へていないのだ、それならばどういふ手続でこのときに入學者を取り扱つたらいのかといふことを當然ここで御質問がございました。

そのうちの一部分だけを申しますと、問題はこういうところにもありました。一般の人が受験して、受験した後に何か手続をするのか、受験前に手続をするのかといふような点の御質問も委員の中からございました。しかし、これは大学入の委員会でございます。それだけの大学では修士なり博士なりの入試といふものはどのようにやるかはよく御存じでございます。これは午前中にあるいは申したかもしれませんが、所屬長の承認、許可あるいは同意をもらつて、そしてこの受験をするといふのが一般のいままでのしきたりでございませう。皆さんの頭の中にも私の頭の中にも、そういうことは當然あるのだといふことは考へて

おりました。それで、いまは受験手続でございますから、当然これは入試前に行われるものでございませぬ。その辺のところでは文部省の側の説明でございませぬ。文部省の説明の中に、入試については教育委員会の了解を得ることが必要であるというような言葉はここで出ております。そういうことが必要であることはおっしゃっておられます。しかし、皆さんも、やはり身分を保有したまま最終的に学生生活を続けるのだから、いずれかの時点でそういうことは当然行われることであらうというお考えがあったのか、それはそのまま、それに対する深い質問なしに通っております。これがそのときの状況でございませぬ。

○山原委員 先ほどのお話で、入学手続が人事管理に繋がらないこととかがございませぬ。それは一つは推薦という言葉などもありましたが、それが今度は教育委員会の同意。その教育委員会の同意というのは、どの教育委員会か、これは文部省の統一見解を出すということになっておるわけですが、先生の先ほどのお話の中でたとえは所属長のお話がありましたが、これは校長さんのことを示しておるような受け取りを私はしたわけでは、それと違つて、いわゆる行政機関といひますか、県の教育委員会にしましても任命機関が同意を与えるということが願書提出の前提になるということになりますと、これはかなり重要な部分ではなからうか。要するに、大学が受験生を受験させてそれを選択するのは大学の自治に関する問題でありますけれども、そこに行政機関の同意が動くということになってまいりますと、これは大変重大な問題であります。そういう意味で、文部省の説明の中にそういう、同意という言葉であつたかどうか知りませんが、手続上の問題が出て、質問をされる者もなかつたというお話、そういうことも聞きながらなおかつ委員長さんとしてはこれは評価すべきものというふうにお話なさつたわけではございませぬか。

○須田参考人 いまはその部分だけを取り上げて申しましたので、その部分が非常に強く御印象に残つたかもしれませんけれども、質問の流れの中で出てきました教育委員会という言葉はそう強い響きを持っていないかつたんじゃないかと思ひます。それよりも、その言葉が出る前に、人事管理には続けないようにいろいろ工夫をしまして、またそれについて意見があるならば申したいというようなこともありまして、私も私見を申し上げたりなどいたしたわけではございませぬ。そういう中で出てきておりますので、そう強くこれを必須の条件とするというふうな印象で私たちは受けておりました。私の受け取り方が悪かつたという御指摘はあるかもしれません。しかし、私は前から申し上げておりましたように、この大学院は一般のいままでの修士課程の大学院と本質的に変わるものではない、私はこういう理解を持っておりますし、それから、それならば入試についても同じような手段方法がとられる、それは従来の慣習によつてこれこれであるからと、こういうふうな理解でございませぬ。その辺、言葉でございませぬから、流れの中での言葉が、出ないと言つてうそになりますし、それが出て強く響いたと言つてこれもまたうそになります。大変むづかしいのでございませぬが、どうぞ御了解いただきたいと思ひます。

○山原委員 私は、文部省の資料の中にそういう文章といひますか文書が入つておれば、もつと討議の仕方が変わつてきたような気がするのです。ところが、私も似たような感じはするのです。化されていまして、「この場合、現職のまま在学することを希望する教員は、出願に際し、教育委員会等の同意を得るものとする。」という明確な言葉が出てまいりますと、これは委員長さん、そこまで受け取つておられなかつたと思ひますが、私は文書で受け取りましたから強烈に感じているわけでは、そうしますと、この文書はもうごらんになつておると思ひますが、いまの段階ではこの同意の問題についてはどういうお考え、評価をされておるか、一言伺ひたいのです。この点、大田先生、またこの問題に関係してまいりました

残つたかもしれないけれども、質問の流れの中で出てきました教育委員会という言葉はそう強い響きを持っていないかつたんじゃないかと思ひます。それよりも、その言葉が出る前に、人事管理には続けないようにいろいろ工夫をしまして、またそれについて意見があるならば申したいというようなこともありまして、私も私見を申し上げたりなどいたしたわけではございませぬ。そういう中で出てきておりますので、そう強くこれを必須の条件とするというふうな印象で私たちは受けておりました。私の受け取り方が悪かつたという御指摘はあるかもしれません。しかし、私は前から申し上げておりましたように、この大学院は一般のいままでの修士課程の大学院と本質的に変わるものではない、私はこういう理解を持っておりますし、それから、それならば入試についても同じような手段方法がとられる、それは従来の慣習によつてこれこれであるからと、こういうふうな理解でございませぬ。その辺、言葉でございませぬから、流れの中での言葉が、出ないと言つてうそになりますし、それが出て強く響いたと言つてこれもまたうそになります。大変むづかしいのでございませぬが、どうぞ御了解いただきたいと思ひます。

山田先生にもこの同意の問題についての見解を簡単に伺ひたいと思ひますが、先に須田先生の方からお願ひいたします。

○須田参考人 それは先ほど申しましたように、入学試験の選抜、入学者選抜の手続というものは大学が決めるものでございませぬので、こういう言い方はあるいは不謹慎かもしれませんが、文部省のお考えがどうであつても、これは大学の主体において決めればよろしい問題だ、こういう私の理解でございませぬ。それは当時から現在も変わつておりませぬ。

○大田参考人 こういう問題は非常に微妙な問題でございませぬから、私の希望から申しますと、やはり国大協と文部省の間に一種のネゴシエーションというか、その部分についてきちんと言書を含む交換を要するような事項ではないかと思つておる。それを口頭のやりとりでもつてという傾向が強いように思つておるけれども、かなりネゴシエーションとしてのはっきりした交渉関係といひますか、そういう意味の協議をせひやつていただかないと、われわれ、こういう微妙なやりとりなんていま初めて聞くわけでは、そういうふうにあつていいのですかね。大学をつくるという場合に、しかも大学の自治の問題を考えると、いふに、いまここで初めて聞かなければならぬ重要な問題が、初めて見なければならぬという、重要な問題が、そういうことになつていくことは私は非常に残念に思ひます。

○山田参考人 先ほど須田先生の説明されたとおりでありまして、私も記憶だけで、そのときのテープを聞き直したわけでもありませんが、そのとき配られた文書に基づきまして話し合ひの中で、人事管理者は学力について評定をする立場にはないものであるから、大学の行う試験に合格した者について推薦をするのである、こういう話し合ひが基礎であつたというふうな理解しております。その話し合ひの中で、これも先ほど須田先生から御説明ありましたが、ただし受験に際して所属長の了解を得ることは必要だろう、こういう話が出たこ

とは確かでございます。私はその点について厳密に考へておりませぬでしたが、いずれかの時点で所属長の了解を得ることは当然必要なことである、こういうふうな受けとめ方をしておりました。以上でございませぬ。

○山原委員 私どもも、現職の教員が報酬をもらいながら二年間にわたつて研修するということになりまして、全く思ひつきのままではいかぬとは思ひますけれども、しかし、大学の側から思ひますけれども、しかし、大学の側から思ひますならば、多くの志願者に受けてもらつて、その中から、大学の教育の構成を考へて入学者をとる、これはすべて大学に任されておる問題です。たつた二百人で、二つの学校ができたつて四百人です。仮に文部省はこれから十校にふやしたとしても二千人です。全国百数十万の教員の中で、小学校だけとすればそうでもありませんけれども、しかし各県に割つてみると、私は高知県ですけれども、実際一人か二人か、三人程度のものなんです。それが受験をされ、合格していくということを考えますと、そこでたとえは十名受ける、二十名受けたときに、それに対してそこでチェックが行われてこないという保障、歯どめは全くないわけでは、そうなつてきますとそこで行政機関の恣意が動く、ということになりますと、これはいままでの大学のあり方から考えますと非常に重要な部分を含んでおると思ひますので、私の考えとしては、受験はする、そして合格をした場合に、率直に言つて事務的な事務処理でいいと思ひます。それは後の人事配置とかいろいろおっしゃつていひますけれども、そんなものは技術的に幾らでもいひつたことを理由にしてそういう重要な部分に、しかも制度化するということはどうしても納得がいかないものですから、執拗に須田先生にお聞きして、申しわけございませぬ。

それからまた、私どもは、国大協のいろいろな御研究、またそれによつて出られた結果については、これは尊重しなければならぬという態度をとつていまして、この前の入試センターの場合も、

国大協のせつかくの長い検討の結果の御決定でありますから、ついに各党一致してつくりました。しかし、何しろ将来にわたっての教員、しかも現職教師を養成するという重大な問題が、ただ単に口頭で、大学局長らしいしやいますけれども、特別委員会へ行つてこういうお話があつた、あるいは課長が行つてお話があつた、これは国会では全然問題にならないことです。どんなお話をなさうとそれはまさに雲霧消して、何の資料も私たちにはありません。だから、私の大事にするのは、このいただいた文書、これで論議をしなければ今度の新構想大学のイメージがわいてこないという面があります。管理運営の面でも、皆さんに差し上げたところにはいままでの法律と変わるものではないという書き方をしておられますけれども、私どももいたいたところでは、「運営について学外の教育関係者等の有識者の意見を求めるなどの工夫を図る。」こうなつてきますと、またこれが筑波大学の参与会とはいかなくとも、参与の問題とか、そういう制度化の問題が出てくる。実際、いまの大学が地域社会の人たちの意見を聞くなんてあたりまえのことなんです。それはどんなやり方でもできるわけなんです。それを参与などというものに制度化していかなければならぬのかということになつてくると、これは相当論議をしておかなければならぬという二つの面から、私は最初申し上げましたように、須田委員長がこの文書につきまして私なりにまた逆の意味で懸念を持ったわけですが、須田委員長の方も、こういう文書が明確になつてきた場合に、御自分のお考えをいま御発表になりましたのでその点よくわかりました。

その次に、一つは、今度の新大学の場合ですが、資質能力の向上ということが出てくるわけですが、これはもちろん当然のことです。さいますけれども、しかし、先ほどからも各委員の方が御質問なさつておられますように、ではこの新大学でなければ資質能力の向上はできないかということにもなつてまいりますし、また一面、いままでの既存

の教員養成大学では資質能力の向上というのは十分であつたのだ、だから新しいものをつくるんだというふうな展開をするのか、その辺がどうもイメージがはっきりしないんですね。だから、今度の新構想大学をつくる必要、必要性があるのかということすら、審議しているうちにこの胸の中をどうするかということですが、私どもは文部大臣の御説明を聞きましても、もちろん既存の大学についてはこれを充実していくことが当然のことです。さいますとお話は聞くのです。お話は聞くけれども、現実に出ておるのは愛知教育大学に大学院をつくるという問題、それから先に、では各県にありまふところの教員養成大学にどういふふうな現職教育、養成できるような体制をとるかというふうな展望、プラン、計画というものが、この二つの大学に膨大な金が投入されていく。いまの文教予算の枠というものがそれほどむちゃくちゃに増大できるという情勢にはないと思ふのです。さうしますと、この二つの大学に相当のお金が必要になつてくる、しかも育てるのは当面、二百名、二百名の四百名という、そこに莫大なお金が投入されていくことは、既存の大学のさういふいままで三十年間にわたつて養成をしてきたこの実績あるいは経験というものから要求をしてきたことが、今度は逆に押さえて込まれていくんじゃないか、またここで教員養成の面での逆のマイナスが出てくるのではないかと心配をしておるわけですが、この点についてどのようにお考えになるか伺ひたいのです。これも須田先生、大田先生、また現職で教員養成大学に勤めておられる山田先生の御意見を、もう時間がありませんが、一言ずつ伺ひたいと思ひます。

○須田参考人 現職教育ということよりも、修士課程でございますから、繰り返して申し上げておきますようにこれは学問を追求する場である。さういふ修士課程にいままで日本ではどのぐらいの人間

が入つていたかと申しますと、御承知だとは思いますが、大学卒業者の五割ということ、四十年以来大体その線であつております。博士課程は二割という線でおさまつておりますが、これは諸外国に比べますと大変低い線でございます。さうしますと、いま毎年教員養成学部を出ます学生がおおよそ二万人、その五割でございますからまあ千名ぐらゐでございます。これが定着したときのあるいは修士課程の教育学部の学生かもしれない、これはわかりませんが。さうしますと、いま構想されているようなものがやたらにたくさんつくられるという、初めのときには私は非常に危惧を持つたんです。それからまた、ことに教科の現場での領域の研究、教科領域の研究、教授法教授その他のことを主体とした教師を集めるということとは大変困難でございますから、そんなにたくさんできるといふことは私非常におかしいと思ひました。

それから、これは第一常置委の方でこの問題を討議しているんですが、各大学に実は五十一年度の秋でございいますかアンケートをいたしました。さうしてその中に教育学部からの御返事もあつたのでございいます。これは先ほど申し上げたように、三十三の学部から新設の大学院を考へてゐる。しかし、これをよく検討してみますと、学生をどれだけ募集して、現職教育とそれから卒業後すぐ入学する者との比をどういふふうにするか、あるいは現職教育だけやるのかというふうな点も余り明確でございませんで、現職教育をやろうといふことが明確に出ていた大学は非常に少ないのでございいます。さうするとほかの大学はまた別の意味でいろいろお考えになつてゐる。さういふような実情を考へますと、私としては、新しい形の大学院がこの程度、三つか四つ、それに旧制の方から現職が幾ら出てくれば、数字の上では大体修士課程の要望は満たされるものじゃないか。ですから、それよりも増して教育学部それ自体を強化していくことが教員の資質を高めることには欠くことのできないものだ。これは大学

院だけでやるものじゃなくて、むしろ学部教育を徹底してよくやっていかなければいけない、さういふのが私の考えでございます。

○大田参考人 これはお答えというよりむしろお願いでありまして、私の手持ちの資料では、この新構想の教員大学というものがどういふ意味を持ち、また既存の大学の充実によつてできないのかというふうな疑問は私依然として残つておりますので、ぜひ今後の審議を通じて国民の前にそれをわかるようにしていただきたいというふうに思ひます。

○山田参考人 いまの点については須田先生とちよつと、ニュアンスが違ふと思うのですが、私は、既存の教員養成大学学部が現職教員を受け入れる手だてを持つことについて、個人的には、もっと積極的に検討されなければならぬ。そのために、既設の大学学部の整備、さらに大学院設置ということが促進されなければならぬし、その隘路が取り除かれていかなければならぬ、さういふふうな考へております。

○山原委員 他の三人の先生方にお尋ねしなかつたのですが、時間の関係で大変申しわけございせん。どうもありがとうございました。

○菅波委員長 湯山勇君。

○湯山委員 先生方には大変遅くまで御苦勞でございしました。非常に貴重な御意見を拝聴いたしました。非常にありがたかつたのですが、もうここでなければ聞けないようなことだけお尋ねしたいと思ふのです。

きよの御意見の中で一番耳に残つてゐるのは、須田先生の教員大学という名称は好きでないというこの言葉、しつかり耳に残つておる感じがいたしますので、その理由等はお聞きいたします。一体どういふ名前にしたらいと先生はお考えになつておられるか、これが一つです。

それから、同じく須田先生にお尋ねしたいのは、神戸大学で先生のところにも教育学部がございなるし、それから小学校教員養成の課程もお持ち

になつていらつしやる。そこへ今度は教員大学といふのができて、そして同じような小学校教員の養成課程、それが来る。このことについて、これもずいぶん先生おつしやうたいこともたくさんおありになると思うのですが、ここだけとお思ひになる。ただ端的にお述べいただきたいと思ひます。

それから、あとの先生方にお聞きする方を先に全部聞いたりしますからあしからず。

拝聴いたしております。須田先生、大田先生、山田先生から、教員大学といふのは大学院が中心でしようから、大学院といふ以上は学問の研究、真理の追求といふことを失つてはならないといふ御指摘がございました。これに対して藤本先生は、現職教員の研修を目的とする大学といふものがあつてもいい、欲しいといふことで、これははっきり御意見が分かれておりました。

そこで、このことと関連してお尋ねしたいのは、まず藤本先生ですけれども、現職教員の研修といふのはこういう大学院という形でなければできないかどうかといふ問題が一つです。

それから、代表して大田先生からお答えいただいて結構なのですが、いま述べられてゐる教育の特に実践面といふことになれば各教科教授の仕方といふことが端的に出てくると思うのですが、主として、そういう各科のそれ自体の研究じゃなくて、文学の研究とか地震の研究とかいふようなことじゃなくて、その教え方といふものが果たして大学院で真理追求の対象になるものかどうか、それだけの価値があると考えられるかどうか、とにかく無限の真理を追求していくという対象にいまのようなものがなり得るかどうかが、このことについてお答えいただきたいと思ひます。

それから三番目の問題は、仮にそれが真理追求の対象になるということになって、果たして今日、日本の大学、学者の皆さんの中で、大学院でそういうことの指導ができる先生が確保できるかどうかといふ問題です。たとえば藤本先生はりっぱな校長先生ですが、学科は何かお得意なのか存じま

せんけれども、とにかく東京都の現在おられる大学、大学院の先生で、この教科の指導については実地に指導もできる、子供たちの前にも立てる、そして本当に身につくような教科指導の仕方のできる大学の先生にお心当たりがおりになるかどうか。

それから、山口先生のところの先生で、毎年企業やいろいろなことで研究発表をしておられますが、たとえば理科の教授の仕方といふようなことで、そういうりっぱな研究をして論文を出しておる先生がおありになるかどうか。山口先生に特に申し上げたいのは、文部省の古い履歴書をもらひいただきますと、かつて林伝次という教科書課長さんがおられました。この先生は埼玉大学の学長さんをなさつて亡くなった人ですが、現に小学校でも中学校でも教壇に立つて国語の授業をして、そういう指導をやつておられました。そういう先生がおられるかどうか。山口先生は教科書の調査官もやられたから、歴史の教育を小学校の教壇に立つておやりになって実際に御指導がおいでになる方じゃないかと思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

それから西先生、私も若いときに「ドイツ語四週間」といふ本が出まして、四週間勉強すればドイツ語が達者になるかと思つて、私も若いのにまかせてやりましたが、なかなかどうして、四週間じゃ読むことも書くこともできない。しかし、いま考えてみると非常に貴重なものであつたと思うのですけれども、果たしてそういうものが学問として成立するものかどうか、お考えを聞かしていただきたい。

山田先生には、和歌山大学には村上四男という、地理ですか歴史ですかの先生がいますが、いまのように直接各教科の教授法について研究して、県内どこへ行つても指導しているという人がいるかどうか。ひよつとすると、せっかくスタートしても期待に沿うような教授陣の構成といふのはなかなかできないのじゃないか。私の知つてるところで申しますと、各教科の教授法についてはな

かなか人がいないですから、結局集中講義という形でよそから借りてくる、そういう形でしかやれていないといふ大学が多いのです。和歌山大学あたりはどういうふうにしていらつしやるか。

いま大変まことに聞きしたのですが、お聞きしたいことを一貫したために失礼な質問になりましたけれども、それらの点についてお述べいただければありがたいと思ひます。

○須田参考人 名称の問題でござりますが、御存じのように、高度工業化社会がそれにかぶせられて、情報化社会の相貌が非常に強くなつてきた。したがつて、それによつて真理に対する考え方も変わつてまいりましたし、工業化社会の影響を受けて分業、分化といふものが非常に激しくなつてくる。それに情報化社会が重なりましたために、情報がきつめて断片的になつております。そしてまた情報の寿命も非常に短いのが特徴でございませう。このことは大学として考えていかなければならぬこととございまして、そういう断片的な情報を統合するといふことがこれからの教育の一つの中心にならなければならぬ。ことに小学校教員を目標といたしますときには、常に言われておりますように、数多くの教科をどのように統合するかといふことが非常に重要な問題になつてくると思ひます。ですからそういう意味合いで、この大学院の性格を明確にするために、私は総合教育大学院といふ名前がよいといふふうに個人では思つております。

私 統合と言ひましたが、総合の方がよろしうございませう。統合といふと非常に強い意味になりますので、総合教育大学院といふ名前を私自身は考えております。

それで、私の考えですから同じ文脈なのですが、兵庫県にこういう新しい大学ができることで影響があるか。これは当然あると思ひます。ですから、そこで起こる影響をいかに影響に変えるように神戸大学としては受けとめていかなければいけないのじゃないか。これからできる大学院は開かれた大学院であるといふことがよく言われておりますので、そういう点では国民に開かれると同時に

に、神戸大学のような場所にあります大学は、これからは地域に開かれた大学であることが非常に大切な要素になつてくる。地域と連動して、地域の状況を大学の中にフィードバックすることがこれからの大学に課された研究、教育に次ぐ第三の機能だと私は思つております。

そういう意味合いから、この大学ができましたときには、先ほどから出ておりますように、確かに教員を求めることがむずかしいならば、そこに何か連動した形で考えたいものをを出す。しかし、これはあくまでできました大学に寄つてかかるといふのではなくて、私なら私の大学が十分考えて自力でいける大学院をつくつた後に、その大学院が連合する。すなわち、連合大学院ではなくて、大学院連合といふものによつて地域がまとまつていくことが必要なのではないか。初めから足らないから連合しようといふのじゃなくて、それぞれ十分充足するようものをつくつて、その後で連合することによつてお互いに補強もし合へ、補完もし合へ、そして強力なものができていくのではないか。そのような形で、もしできますならば影響をよく受けとめて、私どもの大学にも新しくできる大学にもいい効果を及ぼすようにできたらと、こういうふうに思つております。

○藤本参考人 現職教育は大学院でなければできないかといふ御質問でございませうけれども、これは現職教育の程度によると思ふのです。簡単な、あるいはそう深くない程度の現職教育なら、これは日常やつておることでもございませうし、大学院でなくとも十分できると思ひますけれども、私の申し上げますのは、そういう軽度の現職教育ではなくて、もっと底の深い、奥の深い研修となると大学院でやるべきではないか。その一つは、現職の教育者に高度の研究、研さんの機会を与えることによつて、現職者が研修意欲を燃やしてくるといふ一つの効果が考えられると思ふのです。自分も大学院へ入つて研究しよう、研さんしようといふ意欲をわかせるというところに一つの大きな効果が出てくるのではないか。また、修了者が現場

に帰ったときに、現在の学校の研究は個人研究ではなくて、大方が校内研修あるいはグループ研究等の姿を持ってきているわけでございまして、そういったときにリーダーとしてその役目を果たしていくという大きな効果も考えられるわけでございまして。本人だけではなくて、周囲に及ぼす影響というものが二番目に考えられるわけでございまして。それから実践的な教育研究の推進ということについても大きな効果を期待できると思うわけでございまして。その他細かいことはまだたくさんございまして、以上のような観点から大学院の設置の必要性というものを強く感ずるわけでございまして。

それから、二番目の御質問は非常に端的な御質問で、現在の大学教授で小学校の教壇に立つて十分指導できるか。これは山口先生初め関係の先生方、大ぜいおいでのところで申し上げて大変恐縮ですが、いきなりはできないと思っております。いきなり小学校の教室へおいで願って、さあ御指導くださいと言ってもできないと思っておりますけれども、そのことと、教授の先生方が教師に対して指導をする指導能力というものは別だと思っております。たとえばボクシングの例で申し上げますと、トレーナーは必ずしもボクサーでなくていいわけです。ボクサーを育て上げるためのトレーナーであればこれは十分できるわけです。従来もそういう先生方がたくさんおいでになって、現場の研究に対して大いに裨益をしておられらっしゃるということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○大田参考人 全体としてのよい教師像というものを大学あるいは大学院の一部局でつくるということは絶望的にむずかしいと思っております。よい教員などというものは深い意味における芸術、あるいは芸術よりもっと深いと言いたいくらいのものでございまして。でありますから、一大学院部局というようなくところではあるようなものではないだろうというふうに思っています。

昭和五十三年四月十九日印刷

昭和五十三年四月二十日発行

実践の研究が不可能かというところ、そういうことはないので、教育実践の研究をある程度から大学院レベルにおいて研究することは可能であると私は思うのです。ただ、しかし、それは相当いろいろな学問領域に分かれて、そしてそれを教師がインテグレートしていくというような特別の操作を必要とするだろうと思っております。そして、大学院あたりでその教育実践の質を高めようとするのには、自分はこの部分が欠落しているからこの学問部門を補おうというような選択において行われるわけですから、単にいまここで用意されている教員大学という部分だけでトータルなよい教師ができると思いません。特に各教科の場合におきましては、それぞれの一般大学の学部なり大学院、そういうところに分かれていく、そういう保障がなければやはりよい教師というものをつくれないと思っております。

○山口参考人 義務教育の小・中学校と大学との関係は、先生御指摘のように従来からよく言われてまして、大学の先生は教科教育専門の先生でも、理論は言うけれども実践はさっぱりできないというところがよく言われます。しかし、実際に教鞭がとれるかどうかという問題は、先ほどおっしゃいました林竹二先生でございまして、宮城教育大学前学長……(湯山委員「伝次」と呼ぶ)じや、伝次先生は存じません。林竹二先生という、先年まで宮城教育大学の学長をしておられた先生は、東京の永田町小学校でも実際に授業をおやりになりましたが、これは例外的だと思っております。私も小学校、中学校の免許状を持っております。私も小学校、中学校の指導は小・中学校の先生に任せますけれども、概して申し上げますと、小・中学校の先生は、実践はベテランでも理論化することが大変不得手。そこを大学の教員が理論化する、また探求した理論を小・中学校で実際に実践してみる。現に私の大学の先生は毎月一回、小・中・高等学校、大学教育合同の研究会を持ちまして、そういう実践を理論化し、理論をまた実践化するということをいたしております。それから、この四月に着任

しました付属小学校では、きのう始業式をやりました。明日入学式でございまして、教官構成を見ますと、旧師範学校を出たのが大正十三年生まれの副校長と大正十五年の教務主任、あとは二十数人全部学芸大学卒でございまして、かなりそのところが変わってまいっている傾向にございまして。ですから、実践と理論の統合と申しましようか、そういうことをやっていけば、必ずしも大学教官が小学生や中学生を実際に教えずとも教育の資質向上には十分役立つであろう、こういう見込みを持っております。

○山田参考人 教育実践あるいは教科教育、教材研究を直接に真理追求の対象として研究をしていく、あるいは教育をしていく、そういう指導者が確保できるのかというお尋ねでございまして。確かに御指摘のように、特に教材研究、教科教育研究といった分野で非常にすぐれた指導者を確保したいということでは、現在どの大学でも大きな悩みのございまして、そのことはただ単に教員養成大学学部の持っている問題というにとどまらず、これまでの歴史的背景、つまりそういった分野の研究者養成、後継者養成の政策、そういう深い歴史的背景ともかかわっていると思っております。私たちがとしましては、その問題については集団的に、文科の人も理科の人も芸術体育の人も、私たちは国籍を持った研究者、教育者と言っているのですが、それぞれの専門に堪能な人が集まって、子供の発達や教材研究、授業の研究に従事していく体制づくり、これがいま一番大切なのではないだろうか、こんな議論をしばしば繰り返しているわけでございまして。

教員養成の基本的な考え方の問題については、歴史的にも、アカデミーの研究というように非常に偏斜をして考える立場と、もっと教育現場の具体的な実践の方にどちらかといえば比重を置いて考える考え方が繰り返して議論を、また欧米でもそういう議論の流れがあるわけでございまして、必ずしも一つの行き方だけで教員養成の行き方というのが決められてしまおうということでは

はないんではなからうか。私たちとしては、アカデミックな研さんと職能的な教養とをどう統一して、それをすぐれた教師として育てていくのか、また現場のすぐれた教師になっていくことを努力している人々に対して大学がどう寄与できるのか、そのことを集団的に考えたい、そういう方向を模索しているということなんです。御指摘のように、教科教育分野での上がった研究者、教育者がいるかと問い詰められましたならば、そのことについてはやはり現状では大変困難な問題があるということでは事実でございまして。

○湯山委員 非常に貴重な御意見をいただいております。私が言いたかったのは、たまたま御答弁の中でよい教員方というのは芸術よりもっとむずかしいという御指摘がありました。そういうたとえがいい、悪いは別として、先生方おっしゃったように、一律にこうすればできるんだということが、もしそこで討議され、でき上がったものというのになれば、それは初歩の先生、ごく出たばかりの先生の指導にはうんと役立つと思っております。しかし、そのことが研究で、たとえば二カ年間大学院で勉強したからいい授業ができるようになるというこの保証は絶対ないということを先生方におかけいただきたいと思っております。先生方へのことでございまして。

どうもありがとうございます。

○菅波委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間御出席いただき、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

(拍手)

次回は、来る十一日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局